

東北自動車道
蓮田サービスエリア（下り線）改築工事

特記仕様書

令和6年5月

東日本高速道路株式会社
関東支社 さいたま工事事務所

目 次

	頁
1. 工事概要	3
2. 適用する共通仕様書	3
3. 監督員、主任補助監督員の権限	3
4. 配置技術者に関する事項	4
5. 工事用地等に関する事項	6
6. 土取場及び自工区外盛土場に関する事項	6
7. 関連施設その他との関係	7
8. 作業日及び作業期間に関する事項	9
9. 関連工事に関する事項	10
10. 初期点検の実施	11
11. 工事費構成内訳書に関する事項	11
12. 工程表及び履行報告に関する事項	11
13. 工事用道路に関する事項	12
14. 工事用材料に関する事項	13
15. 支給材及び貸与品に関する事項	14
16. 残存物件の処理に関する事項	14
17. 保安に関する事項	17
18. 環境保全に関する事項	20
19. 再生資源及び建設副産物に関する事項	21
20. 部分使用に関する事項	23
21. 特許に関する事項	24
22. 現場環境改善に関する事項	24
23. 三者協議会に関する事項	25
24. 工事変更等検討会の設置	25
25. 週休2日工事	25
26. 工事細部に関する事項	28
27. 割掛対象表の項目に示す工事の内容	42
28. 補足事項	42

添付資料

様式－1	工程表
様式－2	工事履行報告
様式－3	残存物件調書
様式－4	再生資材供給可能量の照会について
様式－5	再生資材使用計画書
様式－6	工事記録情報 完了届
様式－7	不動産貸付申請書
様式－8	間接工事費計画書の提出について
様式－9、別添	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書、変更間接工事費計画書
様式－10	間接工事費増加費用見積書
様式－11	間接工事費増加費用の負担同意書
様式－12、別添	材料調達変更計画書の提出について、材料調達変更計画書
様式－13	材料調達実績報告書の提出について
別添－1	〇〇自動車道 〇〇工事 三者協議会協定書(案)
別添－2	低速プロファイラの運用に関する補足資料
別添－3	取得報告書
別添－4	実績価格調査票

1. 工事概要

1-1 工事名 東北自動車道 蓮田サービスエリア（下り線）改築工事

1-2 路線名 高速自動車国道 東北縦貫自動車道 弘前線

1-3 工事箇所 東北自動車道

（自）埼玉県川口市西新井宿（K P 0. 0）

緯度 35° 51' 10" 経度 139° 44' 00"

（至）群馬県館林市赤生田町（K P 46. 0）

緯度 36° 13' 30" 経度 139° 34' 20"

東京外環自動車道

（自）埼玉県和光市新倉（K P 3. 2）

緯度 35° 48' 20" 経度 139° 37' 30"

（至）埼玉県三郷市天神（K P 28. 2）

緯度 35° 50' 30" 経度 139° 51' 10"

※ 座標については、国土地理院のホームページ「境界座標入力支援サービス」を利用すること。 <http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/rect/index.html>

1-4 施工内容 切盛土量2. 5万m³

橋台2基

1-5 コリンズへの工事概要及び位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-54「コリンズへの登録」において、位置情報及び工事概要の項目は、特記仕様書の1-2「工事箇所」及び1-3「施工内容」の記載内容を入力するものとする。

1-6 施工地域区分 ・一般交通影響あり（1）

：2車線以上（片側1車線以上）かつ断面交通量が5,000台/日以上
の車道において車線変更を促す規制を行う場合の工事（常時全面通行止め
の場合は含まない）

・市街地部（D I D地区及びこれに準ずる地区）が施工場所に含まれる場
合の工事

2. 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和5年7月版とする。

3. 監督員、主任補助監督員の権限

3-1 監督員の権限

契約書第9条第2項の規定に基づき監督員に委任した権限について、共通仕様書1-6-1「監督員の権限」の規定に次を加えるものとする。

(16)「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号、最終改正令和4年6月17日法律第68号 以下「建設リサイクル法」という。）第18条の規定に基づく報告先

3-2 主任補助監督員の権限

共通仕様書 1-6-3 「主任補助監督員」(2)のほか、主任補助監督員に委任した権限は次のとおりである。

(1) 共通仕様書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項

章	項 目	内 容
1-25-1	安全対策	・安全教育の提出先
1-60	工事看板の設置	・設置が困難な場合の理由書の提出先
19-3-3	交通規制計画	・交通規制工実施報告書の提出先
19-4-3	交通保安要員計画	・交通保安要員実施報告書の提出先

4. 配置技術者に関する事項

4-1 配置技術者の資格及び工事経験

配置技術者に求める経験及び資格は、本工事の入札公告(説明書)、見積方依頼書、先発工事の入札公告(説明書)における随意契約条件のいずれか(以下「入札公告等」という。)に示すとおりとする。

4-2 現場代理人等の常駐について

現場代理人等の常駐については、共通仕様書 1-7-2 「現場代理人等の常駐」の規定によらず、次のとおりとする。

(1) 現場代理人は、契約書第10条第2項の規定に基づき工事現場に常駐しなければならない。ただし、契約書第10条第3項の規定により、次の各号に掲げる期間にあって、かつ、監督員との連絡体制に支障をきたさない場合において、監督員の確認を得た場合にはこの限りではない。

- 1) 工期開始の日から共通仕様書 1-12 に示す着工日までの期間。
- 2) 構造物の詳細設計が含まれている工事で、構造物の詳細設計期間にあって、かつ工事現場が不稼働であること。
- 3) 構造物の工場製作が含まれている工事で、構造物の工場製作期間にあって、かつ工事現場が不稼働であること。
- 4) 契約書第20条第1項及び第2項の規定に基づき、工事を全面的に一時中止している期間。
- 5) 冬季休止期間等、設計図書に定める期間にあって、かつ工事現場が不稼働であること。なお、上記1)、2)、3)の期間については、設計図書に定めがない場合は、監督員と受注者との協議の上、工事打合簿により定めるものとする。

また、現場代理人は、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他合理的な理由により短期間工事現場を離れる場合は、次のいずれかの適正な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について監督員の確認を得なければならない。

- 1) 契約書第10条第2項に基づく現場代理人の権限を行使する代理の技術者を配置できる体制。
- 2) 工事現場の運営及び取締り等に支障のない範囲内において、連絡を取りうる体制。
- 3) 工事現場の運営及び取締り等に支障のない範囲内において、必要に応じて現場に戻りうる体制。

ただし、監督員の確認を得た場合においても、受注者は契約上のいかなる責任または義務を免れるものではない。

(2) 契約書第10条第1項の規定に基づき設置する主任技術者または監理技術者が専任を要する工事の場合において、次の各号に掲げる期間については専任を要しないものとする。

- 1) 工期開始の日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所等の設置、資器材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）。なお、現場施工に着手する日については、工事開始後、監督員との打合せにおいて定めるものとし、共通仕様書1-54「コリンズへの登録」における技術者の従事期間についても同様とする。
 - 2) 構造物の詳細設計が含まれている工事で、構造物の詳細設計期間であって、かつ工事現場が不稼働であること。
 - 3) 構造物の工場製作が含まれている工事で、構造物の工場製作期間であって、かつ工事現場が不稼働であること。
 - 4) しゅん功届を提出後、共通仕様書1-45に示すしゅん功検査が終了し、事務手続等のみが残っている期間。
 - 5) 契約書第20条第1項及び第2項の規定に基づき、工事を全面的に一時中止している期間。
 - 6) 冬季休止期間等、設計図書に定める期間であって、かつ工事現場が不稼働であること。
 なお、専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を必要とするものではない。そのため、監理技術者等が技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他合理的な理由で短期間工事現場を離れる場合は、次のいずれかの適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について監督員の確認を得なければならない。
 - 1) 必要な資格（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証）を有する代理の技術者を配置できる体制。
 - 2) 工事の品質確保等に支障のない範囲内において、連絡を取りうる体制。
 - 3) 工事の品質確保等に支障のない範囲において、必要に応じて現場に戻りうる体制。
- (3) 主任技術者または監理技術者の職務
 主任技術者または監理技術者等の職務は、建設工事の適正な施工を確保する観点から、当該工事現場における建設工事の施工上の管理をつかさどることである。施工上の管理とは、建設工事の施工に当たり、施工内容、工程、技術的事項、契約書及び設計図書の内容を把握したうえで、その施工計画を作成し、工事全体の工程の把握、工程変更への適切な対応等具体的な工程管理、品質確保の体制整備、検査及び試験の実施等及び工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理を行うとともに、当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うことである。このことから、工事現場への専任を要しない期間においても、適切な職務の履行に努めなければならない。

4-4 監理技術者の専任義務の緩和について

- (1) 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下のすべての要件を満たすものとする。
 - 1) 契約書第10条第1項の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置すること。
 - 2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補または一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - 3) 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - 4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、当該工事を含め同時に2件（会社以外の他の機関が発注した工事を含む）までであること。
 - 5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、以下に示す市町村の範囲とする。

イ) 対象範囲

東北自動車道 川口JCTから佐野藤岡ICを通過する市町村

（川口市、さいたま市、蓮田市、白岡市、久喜市、加須市、羽生市、明和町、板倉町、

館林市、佐野市、栃木市)

首都圏中央連絡自動車道 川島 I C から常総 I C を通過する市町村

(川島町、桶川市、北本市、宮代町、幸手市、五霞町、境町、坂東市、常総市)

- 6) 特例監理技術者は、本工事の施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
 - 7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - 8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (2) 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務及び監理技術者補佐の配置をする場合は、現場代理人等届及び次の内容が確認できる書類を提出するとともに、施工計画書等において特例監理技術者と監理技術者補佐の連絡体制について明示すること。
- 1) 特例監理技術者が当該工事以外に兼務する工事名および工事内容
 - 2) 監理技術者補佐の氏名、前項(1)(2)に規定する資格・3)に規定する入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証する書類・8)に規定する監理技術者補佐が担う業務等
- (3) 本工事において、特例監理技術者と監理技術者補佐の配置を行う場合または配置を要さなくなったときは適切に工事実績情報システム(コリンズ)への登録を行うこと。
- (4) 本工事において、特例監理技術者と監理技術者補佐の配置を行った場合は、配置期間において施工体制点検等の場を活用して、前項(2)で提出された内容の確認を行う。

5. 工事用地等に関する事項

5-1 敷地の使用

共通仕様書 1-9-2 「受注者が確保すべき工事用地等」に規定する受注者が使用可能な発注者の敷地は下表のとおりとする。なお、本敷地は受注者に無償で貸与するものとし、使用の目的は本工事の実施に限るものとする。

名 称	蓮田サービスエリア(旧上り線)
所 在 地	蓮田市黒浜(蓮田旧上り線 S A 内)
使 用 用 途	仮設材、資材ヤードとして使用するもの
敷 地	約 1 9 0 0 m ²
期 間	工事期間中

名 称	岩槻資材置場
所 在 地	さいたま市岩槻区加倉
使 用 用 途	本特記仕様書 1 6 - 1 に示す残存物件の資材置場として使用するもの
敷 地	約 1 0 0 m ²
期 間	工事期間中

6. 土取場及び自工区外盛土場に関する事項

6-1 自工区外盛土場

6-1-1 自工区外盛土場の位置

自工区外盛土場は「位置図」に示す箇所とし、その名称、地先名並びに盛土量は、下表のとおりとする。

番号	名 称	地 先 名	盛 土 可 能 量	摘 要
1	盛土場	久喜市大字北青柳	約 2 8, 0 0 0 m ³	捨土掘削土(表土含む)

番号	名 称	地 先 名	盛 土 可 能 量	摘 要
				構造物掘削土 基礎杭残土

6-1-2 自工区外盛土場の共同使用

本工事施工期間中、下表に示す他の受注者と自工区外盛土場を共同使用する場合があるので、関係者と十分協議のうえ相互に支障のないよう施工しなければならない。

番号	工 事 名	共同使用する受注者名	摘 要
1	東京外環自動車道 八潮パーキングエリア工事	未 定	

6-1-3 自工区外盛土場の施工計画

受注者は、自工区外盛土場の施工に先立ち搬出時期・方法及び範囲等を記載した施工計画書を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

6-1-4 補償費等

本特記仕様書 6-1-1 「自工区外盛土場の位置」に示す自工区外盛土場の補償費等は、無償とする。

6-1-5 その他

受注者は、盛土が完了後監督員に通知し、盛土土量及び後片付け等の確認を受けるものとする。

7. 関連施設その他との関係

共通仕様書 1-1-0 「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりとする。

(1) 道路関係

道路等名	道路等管理者名	位 置	摘 要
東北自動車道	東日本高速道路(株) 加須管理事務所	川口 J C T ~ 館林 I C (KP0.0~KP46.0)	
東京外環自動車道	東日本高速道路(株) 三郷管理事務所	和光 I C ~ 外環三郷西 I C (KP3.2~KP28.2)	
久喜市道 237 号線	久喜市	—	
蓮田市道 26 号線	蓮田市	—	
蓮田市道 46 号線	蓮田市	—	
県道 3 号	埼玉県杉戸県土整備事務所	—	

道路等名	道路等管理者名	位 置	摘 要
県道162号	埼玉県杉戸県土整備事務所	—	
県道87号	埼玉県杉戸県土整備事務所	—	
県道78号	埼玉県杉戸県土整備事務所	—	
県道84号	埼玉県行田県土整備事務所	—	
県道129号	埼玉県行田県土整備事務所	—	
県道60号	埼玉県行田県土整備事務所	—	
国道16号	国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所	—	
国道122号	埼玉県杉戸県土整備事務所 埼玉県行田県土整備事務所 さいたま市建設局北部建設 事務所	—	

(2) 規制関係

道路名	交通管理者名	摘 要
東北自動車道 (KP0.0~KP46.0)	埼玉県警察本部交通部高速 道路交通警察隊	交通規制
東京外環自動車道 (KP3.2~KP28.2)	埼玉県警察本部交通部高速 道路交通警察隊	交通規制
県道162号線	埼玉県岩槻警察署	交通規制

(3) 電力、通信施設関係

施設等名	施設等管理者名	位 置	摘 要
交通量計測装置	東日本高速道路(株)	東北自動車道 上り線 KP18.093 下り線 KP18.093	車線埋設
メタル通信・電 源ケーブル	東日本高速道路(株)	全工事範囲	埋設及び添架
電源ケーブル	東日本高速道路(株)	羽生PA	埋設

(4) ガス、水道、下水施設関係

施設等名	施設等管理者名	位 置	摘 要
上・下水道	東日本高速道路(株)	蓮田SA (旧上り線)	施工範囲内に 埋設 (移設不 要)

上・下水道	東日本高速道路㈱	蓮田SA（下り線）	施工範囲内に埋設（移設不要）
下水道管	東日本高速道路㈱	羽生PA（下り線）	

上表（２）の高速道路等の交通規制に必要な協議（道路交通法第80条に基づく協議）については、原則として発注者が行うものとする。なお、高速道路等とは、当社が管理する道路（供用中の高速道路及び一般有料道路）をいう。

上表（３）、（４）の撤去移設等（仮移設を含む）の取扱いについては、本特記仕様書17-4、17-5によるものとする。ただし、受注者の施工上の理由から別途移設を行う場合は、受注者の負担で行うものとする。なお、この場合、事前に移設計画を監督員宛に提出し、確認を得るものとする。

受注者は、上表以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

8. 作業日及び作業期間に関する事項

8-1 作業期間

共通仕様書1-13「作業日」の規定による他、下表に示す期間は作業を行ってはならない。

やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、事前にその理由を監督員に連絡するものとする。

期間（予定）	区 間	摘 要
令和6年12月下旬～令和7年 1月上旬の14日間	全工事区間	高速道路等の交通規制を伴う工事
令和7年 4月下旬～令和7年 5月上旬の14日間		
令和7年 8月中旬～令和7年 8月下旬の14日間		
令和7年12月下旬～令和8年 1月上旬の14日間		
令和6年12月下旬～令和7年 1月上旬の10日間	蓮田SA（旧上り線）隣接区間	県道162号の交通規制を伴う工事
令和7年 4月下旬～令和7年 5月上旬の10日間		
令和7年 8月中旬～令和7年 8月下旬の10日間		
令和7年12月下旬～令和8年 1月上旬の10日間		

なお、記載している期間は現時点での予定であり、詳細については別途監督員から指示するものとする。

8-2 夜間作業

単価表の項目において、（夜）と表記されているものについては、共通仕様書1-13「作業日」の規定にかかわらず夜間作業を行うことができるものとする。

8-3 高速道路等の交通規制可能時間

施工区間における交通規制の区分による規制可能時間帯は、下表に示すとおりとする。ただし、交通規制による著しい渋滞の発生若しくはその恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時等により、監督員が規制の解除（工事中止）を指示した場合、また、監督員より規制可能時間帯の変更について指示した場合は、受注者はこれに従うものとする。

（1）東北自動車道

上下別	施工区間	1車線規制 可能時間帯	2車線規制 可能時間帯	路肩規制 可能時間帯	駐車場規制 可能時間帯
上	久喜白岡JCT～蓮田スマートIC (KP15.9)	15:00～18:00を除く	20:00～翌06:00	終日可能	
	川口JCT (Hランプ)			終日可能	
下	岩槻IC～蓮田スマートIC (KP17.6)	06:00～12:00を除く	20:00～翌05:00	終日可能	
	蓮田スマートIC (KP17.6)～久喜白岡JCT	06:00～11:00を除く	19:00～翌06:00		
	蓮田SA (下り線)			終日可能	
	羽生PA (下り線)			終日可能	

(2) 東京外環自動車道

上下別	施工区間	1車線規制 可能時間帯	2車線規制 可能時間帯	路肩規制 可能時間帯	駐車場規制 可能時間帯
内	和光IC～外環三郷西IC			終日可能	
外	外環三郷西IC～和光IC			終日可能	

9. 関連工事に関する事項

9-1 契約書第2条に規定する発注者の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者名
東北自動車道 川口高架橋橋梁補修工事	川口JCT～加須IC	令和5年4月18日～令和8年1月31日	東日本高速道路(株) 加須管理事務所	建装工業(株)
加須管内道路保全工事	川口JCT～佐野藤岡IC 川島IC～常総IC	通年	東日本高速道路(株) 加須管理事務所	(株)ネクスコ・メンテナンス 関東
施設保全工事業務	川口JCT～佐野藤岡IC 川島IC～常総IC	通年	東日本高速道路(株) 加須管理事務所	(株)ネクスコ東 日本エンジニアリング
保全点検業務等の実施に関する細目協定(道路詳細点検業務)	川口JCT～佐野藤岡IC 川島IC～常総IC	通年	東日本高速道路(株) 加須管理事務所	(株)ネクスコ東 日本エンジニアリング
保全点検業務等の実施に関する細目協定(施設保全管)	川口JCT～佐野藤岡IC 川島IC～常総IC	通年	東日本高速道路(株) 関東支社	(株)ネクスコ東 日本エンジニアリング

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者名
理業務・施設保全 工事業務)				
東北自動車道 加須管内舗装補修 工事	川口IC～佐野藤 岡IC 川島IC～常総IC	令和4年12月13日～ 令和7年6月29日	東日本高速道路(株) 加須管理事務所	鹿島道路(株)
東北自動車道 加須管内標識取替 工事	川口IC～佐野藤 岡IC 川島IC～常総IC	令和5年9月8日～令 和7年2月28日	東日本高速道路(株) 加須管理事務所	(株)日本パーカー ライジング 広島工場
関東支社管内 路側無線設備工事	岩槻IC～久喜IC 白岡菖蒲IC～幸 手IC	令和5年6月30日～令 和7年12月15日	東日本高速道路(株) 関東支社	コムシス・サ ンコム関東支 社管内路側無 線設備工事特 定建設工事共 同企業体
東北自動車道 利根川橋耐震補強 工事	羽生IC～館林IC	令和5年9月14日～令 和9年5月25日	東日本高速道路(株) 加須管理事務所	エム・エム・ ブリッジ(株)・ 鉄建建設(株)特 定JV

なお、記載している工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。

この他に加須管理事務所で行う規制調整会議（毎週木曜日）に出席し、当該工事の規制に関連する工事及び受注者と調整するものとする。

10. 初期点検の実施

受注者は、共通仕様書1-17-3「初期点検」に従って初期点検を行い、点検カルテ等必要な調書を作成し監督員へ提出しなければならない。

10-1 初期点検の対象構造物

共通仕様書1-17-3「初期点検」の規定に基づき初期点検する対象構造物は、（橋梁）とする。

10-2 費用

初期点検の実施に要する費用は諸経費に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。

11. 工事費構成内訳書に関する事項

11-1 工事費構成内訳書の提出

契約書第3条第1項に規定する「設計図書に基づく工事費構成内訳書」は、土木関係書類提出マニュアル（様式第15号）のとおりとする。

なお、提出は土木関係書類提出マニュアル（様式第14号）及び共通仕様書1-19-1「工程表の提出」で規定する工程表（様式-1）と合わせて提出するものとする。また、工事費構成内訳書の提出は、当初契約締結時とし、契約変更時の提出は要しないものとする。

12. 工程表及び履行報告に関する事項

共通仕様書 1-19-1 「工程表の提出」及び 1-19-2 「履行報告」に規定する工程表（様式-1）の記入方法は次のとおりとし、履行報告書（様式-2）と合わせて提出するものとする。

(1) 共通仕様書 1-19-1 「工程表の提出」に規定する工程表

- 1) 準備工・後片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- 2) 準備工・後片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（%）を記入する。
- 3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。
- 4) 工程表に示す項目は下表のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
切盛土工	客土掘削、捨土掘削、盛土工
駐車場レイアウト変更工	アスファルト混合物、瀝青材散布工、仮設防護柵、路面標示工、路面標示消去工
地盤改良工	地盤改良工
橋梁下部工	基礎ぐい、コンクリート、型わく、鉄筋、構造物掘削、基礎材
雑工	上記以外の合計

(2) 共通仕様書 1-19-2 「履行報告」に規定する工程表

前項、工程表に次の事項を記入し報告するものとする。

- 1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する
- 2) 計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

1.3. 工事用道路に関する事項

1.3-1 工事用道路の指定

共通仕様書 1-22-1 「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、「位置図」に示すとおりとし、その路線名、区間、巾員及び延長等は、下表のとおりとする。

番号	路線名または場所	片側車線巾員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考
①	東北自動車道	3.5 m	7,300m	舗装	無償	——	——	既設
②	県道 3 号	3.0 m	650m	舗装	無償	——	——	既設
③	県道 162 号	2.8 m	650m	舗装	無償	——	——	既設
④	県道 162 号	2.8 m	150m	舗装	無償	——	——	既設
⑤	県道 87 号	2.7 m	50m	舗装	無償	——	——	既設
⑥	県道 87 号	2.7 m	500m	舗装	無償	——	——	既設
⑦	県道 3 号	3.0 m	5,500m	舗装	無償	——	——	既設
⑧	県道 3 号	3.0m	550m	舗装	無償	——	——	既設
⑨	国道 122 号	3.2 m	7,000m	舗装	無償	——	——	既設
⑩	国道 122 号	3.2 m	200m	舗装	無償	——	——	既設
⑪	国道 16 号	3.2 m	100m	舗装	無償	——	——	既設
⑫	東北自動車道	3.5 m	8,400m	舗装	無償	——	——	既設
⑬	県道 162 号	2.8 m	6,100m	舗装	無償	——	——	既設
⑭	県道 162 号	2.8 m	650m	舗装	無償	——	——	既設
⑮	蓮田市道 46 号	3.2 m	1,000m	舗装	無償	——	——	既設

1.3-2 工事用道路の共同使用

本特記仕様書 1.3-1 「工事用道路の指定」に示す工事用道路のうち、共通仕様書 1-22-5 「工事用道路等の共同使用」に規定する工事用道路は、下表のとおりとする。

番号	工 事 名	受 注 者
⑤	首都圏中央連絡自動車道 境古河 I C 駐車場造成工事	未 定
⑤	東北自動車道 元荒川耐震補強工事	未 定
⑤	東京外環自動車道 八潮パーキ ングエリア工事	未 定

1 3 - 3 工事用道路の維持・補修

(1) 本特記仕様書 1 3 - 1 「工事用道路の指定」に示す番号⑤の散水・清掃等の維持は受注者が行うものとし、これに要する費用については関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

なお、補修の必要が生じ監督員が指示した場合は、その指示に従わなければならない。これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(2) 土運搬及び資機材搬入等による既設道路等への泥土持ち出し防止のため、必要とする期間中、作業員を配置し、水洗い等による車両の泥落とし及び周辺の清掃等を行うものとする。これに要する費用については関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

なお、監督員が別途配置場所及び作業内容の変更を指示した場合は、その指示に従うものとする。これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

名 称	数量	設 置 場 所	期 間
工事車両 泥落とし費	1 名	県道 1 6 2 号 工事用出入口 (蓮田 S A (旧上り線))	土運搬及び資機材搬入による出入口部使用期間中
	1 名	蓮田 S A (下り線) 工事用出口	
	1 名	盛土場 工事用出入口	

1 4 . 工事用材料に関する事項

1 4 - 1 レディーミクストコンクリート

コンクリート施工管理要領「3-7 表 3-10」に示すアルカリ骨材反応、「3-9 表 3-15」に示すフレッシュコンクリート及び「3-10 表 3-16」に示す硬化コンクリートの試験を生産者等に代行させる場合は、受注者がその試験に立会うものとする。

また、コンクリート施工管理要領「3-7 表 3-10」に示すアルカリ骨材反応の試験において、基準試験時（基準試験を省略できる場合は、第一回目の定期管理試験時）には当該試験の粗骨材及び細骨材の試験試料の採取に必ず受注者が立会い、受注者は、その試料と同じ材料を同量、工事期間中保管するものとする。

なお、東日本高速道路㈱がレディーミクストコンクリートの品質を確認するための抜取試験を行う場合は、試料採取等に協力するものとする。

1 4 - 2 練り混ぜ水の給水

練り混ぜ水の給水については、清水（水道水）とし受注者が準備するものとするが、下表に示す連絡等施設内の当社給水設備より給水できるものとし、当社給水設備より給水する場合は有償とする。なお、これに要する費用については、関連する単価に含まれるものとし別途支払いは行わないものとする。

利用場所	連絡等施設	給水場所	単価（税抜き）
蓮田 S A 旧上り線側	旧上り線場内	旧上り線商業施設	3 1 8 円/m ³

深層混合処理工			
蓮田SA下り線側 深層混合処理工	岩槻IC	駐車場内	349円/m ³

15. 支給材及び貸与品に関する事項

15-1 貸与品

契約書第15条第1項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に資機材を使用してはならない。

なお、資機材の使用は無償とするが、機械類の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

品名	規格等	数量	引渡場所	貸与期間
標識車	2t	2台	加須管理事務所	工事期間中
車載式標識	車載用LED標識	—		
交通規制標識類	高速道路等の交通規制に必要な数量	1式		
仮設防護柵	H鋼置き式 H300 L=4m	350m	白岡菖蒲IC資材置場 (久喜市菖蒲町台)	工事期間中
仮設防護柵	H鋼置き式 H300 L=8m	600m	浅羽高架橋資材置場 (坂戸市花影町)	工事期間中
仮設防護柵	コンクリートブロック基礎置き式 W=750 h=500 L=2m	102m	赤木高架橋資材置場 (幸手市平須賀地内)	工事期間中

16. 残存物件の処理に関する事項

16-1 発生する残存物件と引渡し方法

本工事で発生する残存物件及び引渡し方法等は下表のとおりとする。なお、残存物件を引渡す場合は、残存物件調書(様式-3)を提出するとともに、その数量の確認を受けるものとする。

品名	寸法等	数量	単位	引渡し方法
グレーチング蓋	用排水工 240*1000*50 300*1000*50 集水ます 500*500*75 700*700*75 600*700*95	440	枚	発注者に引渡し ※引渡し場所(位置) 岩槻資材置場 (さいたま市岩槻区加倉)
ガードレール	L=4.0m	183	枚	
ガードレール支柱	Gr-A-4E Gr-B-4E	187	本	

品名	寸法等	数量	単位	引渡し方法
標識板	0.9*1.3-1枚 0.3*0.8-4枚 1.2*0.8-1枚 0.72*0.66-1枚 0.9*1.2-1枚 0.6*1.5-2枚 0.75*0.95-6枚 0.9*0.9-1枚 1.2*2.0-1枚 0.45*0.9-1枚 0.6*1.2-1枚 0.6*0.45-4枚 φ0.9-2枚 0.9*0.4-2枚 0.45*0.6-5枚 1.2*2.0-1枚	34	枚	

品名	寸法等	数量	単位	引渡し方法
標識柱	$\phi 139.8 \times 4.5 \times 5180$ -1基 $\phi 76.3 \times 3.2 \times 3200$ -1基 $\phi 60.5 \times 3.2 \times 3560$ -1基 $\phi 101.5 \times 4.2 \times 5450$ -1基 $\phi 89.1 \times 3.2 \times 4000$ -1基 $\phi 101.5 \times 4.2 \times 5450$ -1基 $\phi 60.5 \times 2.6 \times 3093$ -1基 $\phi 89.1 \times 3.2 \times 4000$ -1基 $\phi 60.5 \times 2.3 \times 3000$ -1基 $\phi 60.5 \times 3.2 \times 3923$ -1基 $\phi 89.1 \times 3.2 \times 3880$ -1基 $\phi 76.3 \times 3.2 \times 3480$ -2基 $\phi 89.1 \times 3.2 \times 4400$ -4基 $\phi 60.5 \times 3.2 \times 3200$ -1基 $\phi 76.3 \times 3.2 \times 3550$ -3基 $\phi 60.5 \times 3.2 \times 3130$ -2基 $\phi 89.1 \times 3.2 \times 3800$ -1基 $\phi 60.5 \times 3.2 \times 3430$ -1基 $\phi 60.5 \times 3.2 \times 3280$ -1基 $\phi 76.3 \times 3.2 \times 4100$ -3基 $\phi 60.5 \times 3.2 \times 2980$ -3基 H-125*125*6.5*9*5260 -2基 H-125*125*6.5*9*5231 -2基 H-150*150*7*10*3660 -4基	40	基	
標識基礎	鋼管ぐい $\phi 216.3$ -2m-3本 $\phi 267.4$ -3m-4本 $\phi 318.5$ -3.5m-4本	11	本	
転落防止柵	Gp-Bp-2E	44	m	

なお、これらに要する費用は関連項目の契約単価に含むものとし別途支払いは行わないものとする。

16-2 残存物件の売却処分について

監督員の指示により、本特記仕様書16-1「発生する残存物件と引渡し方法」で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。この場合は、受注者はその指示に従うものとし、残存物件の売却額については監督員と受注者とで別途協議し定めるものとする。

1 7. 保安に関する事項

1 7-1 安全管理の強化

1 7-1-1 第三者被害を想定した重大事故防止の取組み

(1) 定義

第三者被害を想定した重大事故防止の取組みとは、第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。

(2) 実施手順

1) 施工計画への反映

受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について施工計画書に記載するものとする。

2) 受発注者間の協議

発注者は、受注者から監督員に施工計画書の提出がされたときは、受発注者合同で施工計画書に示された重大事故リスクに関して施工計画書及び設計図書並びに現場確認を通してか安全対策に不足が無いか確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行うものとする。

受注者は、協議の結果、施工計画書の修正が必要なときは修正された施工計画書を監督員に提出するとともに、受注者の全ての職員・作業員に対して実施すべき内容を伝達し確実に実施するものとする。

3) 施工条件等の変更時の取扱い

発注者及び受注者は、施工条件等が変更となった場合は、前記1)及び2)で抽出し対策を定めた内容に変更が生じるときは改めて、前記1)及び2)の手順により受発注者合同で重大事故リスクマネジメントを行うものとする。

1 7-1-2 現場内の安全管理

施工計画書に基づく作業手順の徹底及び安全管理責任者による現場の管理・確認と是正指導を徹底するものとする。

1 7-1-3 新規入場者教育

新規入場者教育については、下請会社の統制、教育終了の確認、教育未了者の入場抑止手段などに留意して、受注者が確実に実施するものとする。

1 7-1-4 注意喚起の方法

発注者が提供する他工事の事故情報に基づき実施する注意喚起や現場点検にあたっては、当該工事に状況を置き換え、点検項目を設定するなどより具体的に実施し、不備があれば速やかに改善するものとする。

1 7-1-5 工事用車両後退時の安全対策

受注者は、工事用車両の後退時においては電子ホイッスル、ハンズフリータイプのトランシーバー等の使用等、誘導員が後退する車両への指示を確実に伝達できる対策を講じるものとする。

工事用車両の後退が夜間となる場合は、発光式の脚絆、発光式のアームバンド等を装着等、誘導員の視認性を向上させる対策を講ずるものとする。

また、上記対策について、施工計画書を監督員に提出するとともに、作業手順書への記載とKY等の実施により関連する全ての職員・作業員に対して指導を徹底するものとする。

1 7-1-6 資機材落下防止

特に道路・鉄道との交差または近接箇所及び高速道路等での資機材の飛散・落下に伴う公衆災害の防止対策について徹底するものとする。

1 7 - 1 - 7 標識等の設置

共通仕様書 1 - 2 5 - 1 (1) 及び (4) に示す第三者の安全措置として、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、注意喚起表示及び安全施設類を設置するものとする。

1 7 - 1 - 8 現場内の安全整備

受注者は、工事地域内の安全管理上の監視及び不稼働日の保安に係る巡視を行う者は、常に腕章を着用してその所在を明らかにするとともに、警笛等の安全指示器を携行して安全確保のための合図、水溜りの有無、現場の整理整頓及び後片付け状況等、現場内確認及び点検を行うものとする。なお、これらに要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1 7 - 1 - 9 転倒防止に関する事項

受注者は、施工基面となる地盤上に 2 5 t 吊り能力以上の移動式クレーンまたはモンケンを除く杭打機等（基礎工用機械の車両系建設機械）を使用する場合は、地盤及び地耐力の確認方法に関する内容を含めた転倒防止対策について、施工計画書を監督員に提出するものとする。

1 7 - 2 交通規制等

1 7 - 2 - 1 高速道路等の交通規制

(1) 高速道路等の交通規制は、本特記仕様書 8 - 3、2 6 - 1 2 及び道路交通法第 8 0 条の規定に基づく協議に従い実施するものとする。

(2) 受注者は、監督員が近接して施工を行う他工事と調整を行い、同一規制内での施工を指示した場合、これに従うものとし、他工事の円滑な施工及び調整に協力するものとする。

1 7 - 2 - 2 交通保安要員の配置

受注者は、共通仕様書 1 9 - 3 - 3 「交通規制計画」及び 1 9 - 4 - 3 「交通保安要員計画」において、交通保安要員の実施内容、安全対策、車両等の誘導方法について、施工計画書を監督員に提出するものとする。

1 7 - 2 - 3 交通規制内の作業員の安全対策

高速道路等本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手元で危険を通知する警報装置等（警報付安全旗や大音量電子ホイッスル等）の装備を講じるとともに、交通監視員から路上作業関係者への危険伝達・避難方法などを確認するための避難訓練を実施するものとする。

1 7 - 2 - 4 保険の付保

保険の付保については、共通仕様書 1 - 5 5 - 1 「保険の付保」によらず、次のとおりとする。

・契約書第 5 7 条に規定する火災保険、建設工事保険、その他の保険（賠償責任保険は除く）の付保は任意とし、賠償責任保険（支払限度額 1 億円以上）は付保するものとする。

1 7 - 3 工用車両の休憩施設駐車場利用について

工用車両（連絡車を含む。）による休憩施設の駐車場の利用については、お客様の利用を優先とする観点から、原則、工用車両の待機場所に使用してはならない。

ただし、休憩施設内工事を伴う場合、または、やむを得ず待機場所として使用する場合は、駐車する車両の車種、台数、駐車位置及び安全措置について施工計画書を監督員に提出するものとする。

また、緊急時やトイレ利用などで立ち寄る際は、お客様の利便性を優先しトイレ及び商業施設の最遠端の駐車マスを利用するよう配慮するものとする。

1 7 - 4 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1 7 - 4 - 1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するために埋設物近接箇所の工事の施工にあたっては、東日本高速道路(株)、KDD I (株)「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル「関東支社版」(令和5年8月)」(以下「ケーブル等事故防止マニュアル」という。)に基づき万全の措置を講じるものとする。なお、「ケーブル等事故防止マニュアル」は契約後に貸与する。

1 7 - 4 - 2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- (1) 受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知するものとする。
- (2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「ケーブル等事故防止マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行うものとする。
- (3) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者(監理技術者)及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1 7 - 4 - 3 光通信ケーブル等の確認等について

- (1) 光通信ケーブル等については、設計図書及び貸与された資料等を確認のうえ、詳細の確認方法、試掘の実施判断、試掘方法等の検討に当たっては、「ケーブル等事故防止マニュアル」に基づき適切に行うものとする。
- (2) 本工事に近接する光通信ケーブル等は、下表のとおりとする。

種別	管理者	箇所	条件等	貸与する資料	適用
メタル通信・電源ケーブル	東日本高速道路(株)	18.0KP ~18.3KP	埋設(~R7.2月上旬まで) ※他工事により、 令和7年2月中旬 までに移設	管理用図面	
メタル通信・電源ケーブル	東日本高速道路(株)	18.0KP ~18.3KP	仮設Gr添架による 近接施工(R7.2中旬~)	管理用図面	
電源ケーブル	東日本高速道路(株)	羽生 P A (下り線)	標識支柱埋設による 近接施工	管理用図面	

- (3) 前項の試掘について、監督員が必要として追加及び変更を指示した場合においては、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1 7 - 5 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止対策

1 7 - 5 - 1 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止

受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故を防止するために近接箇所の工事の施工にあたっては、「架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止マニュアル[Ver. 1. 2](平成28年10月・東日本高速道路(株)関東支社)」(以下「埋設物等事故防止マニュアル」という。)に基づき万全の措置を講じるものとする。なお、「埋設物等事故防止マニュアル」は契約後に貸与する。

17-5-2 埋設物等損傷事故防止監理者

- (1) 受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の「埋設物等損傷事故防止監理者」（以下「損傷事故防止監理者」という。）を定め、監督員に通知するものとする。
- (2) 損傷事故防止監理者は「埋設物等事故防止マニュアル」の内容を十分理解し、埋設物等の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘及び近接工事作業時に立会い、事故防止に関する指導、監督を行うものとする。
- (3) 損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者（光通信ケーブル等損傷事故の防止の事項を記載している場合は光ケーブル等損傷事故防止監理者を含む）と兼ねることができるものとする。

17-5-3 地下埋設物の確認等について

- (1) 地下埋設物については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、埋設物の管理者及び監督員と受注者の立会のもと、現地で確認するものとする。
- (2) 本工事に近接する地下埋設物は、下表のとおりである。

施設の種類	管理者	箇所	条件等	貸与する資料	適用
上・下水道	東日本高速道路(株)	蓮田SA (旧上り線)内	近接施工 (埋設表示なし)	管理用図面	施工範囲内に埋設(移設不要)
上・下水道	東日本高速道路(株)	蓮田SA (下り線)内	近接施工 (埋設表示なし)	管理用図面	施工範囲内に埋設
下水道管	東日本高速道路(株)	羽生PA (下り線)内	近接施工 (埋設表示なし)	管理用図面	施工範囲内に埋設(移設不要)

- (3) 試掘については、原則として次のとおり行うものとする。
 - ① 試掘位置及び試掘方法は、埋設物管理者及び監督員の指示により決定する。
 - ② 試掘による埋設物の確認は、埋設物管理者及び監督員の立会のもと実施する。
 - ③ 試掘の結果によって、埋設物の位置が不明の場合は、埋設物管理者及び監督員に連絡し、その指示に基づき、必要な追加調査等を実施する。
- (4) 前項(3)の試掘について、監督員が必要として追加及び変更を指示した場合においては、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

17-6 保安に関する費用

- (1) 本特記仕様書17-2-1「高速道路等の交通規制」、17-2-2「交通保安要員の配置」に要する費用及び17-4「光通信ケーブル等損傷事故防止対策」、17-5「架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止対策」の試掘に要する費用は、単価表の項目で支払いを行うものとする。また、それら以外に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

18. 環境保全に関する事項

18-1 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

18-2 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行うものとする。

18-3 汚濁水処理

路面標示消去（WJ工法）により生ずる汚濁水は、関係法令に従って処理を行った後、放流するものとする。なお、受注者は、汚濁水の処理方法について記載した施工計画書を監督員に提出するものとする。

18-4 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めるものとする。

18-5 井戸等の枯渇対策

本線沿線には、飲料水及び水田の灌漑用水のための浅井戸や沢水を利用した簡易水道が存在する可能性があり、これらが工事によって枯渇するおそれがあるので、工事中、受注者はこれらの物件を発見した場合には、直ちに監督員に報告するものとする。この場合において監督員が必要と認めて観測及び対策工等を指示した場合、受注者は、その指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

18-6 六価クロム溶出試験（1）

受注者は、セメント及びセメント系固化材を地盤改良等に使用する場合は、改良土から土壤環境基準を超えた六価クロムを溶出させることがないようにしなければならない。また、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合は、六価クロムの溶出量が土壤環境基準以下であることを確認するものとする。

18-7 六価クロム溶出試験（2）

受注者は、再生コンクリート砂を透水が有り、浸透した水が土壤または公共用水域へ拡散するおそれがある個所に、基礎材、仮設材料として使用する場合は、六価クロムの溶出量が土壤環境基準以下であることを確認するものとする。

18-8 環境保全に関する費用

環境保全に関する事項のうち、本特記仕様書18-5「井戸等の枯渇対策」に定める観測、対策工等、本特記仕様書18-3「汚濁水処理」に定める泥土（建設汚泥）の処分、本特記仕様書18-6「六価クロム溶出試験（1）」、18-7「六価クロム溶出試験（2）」に定める六価クロム溶出試験に要する費用以外の費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

19. 再生資源及び建設副産物に関する事項

19-1 再生資材の使用

(1) 再生資材は、下表に示す単価表の項目の単価を構成する材料に使用するものとする。

単価表の項目	再生資材の種類	数量	摘要指針等
2-(8) 基礎材 砕石	再生クラッシャー	約 50m ³	

単価表の項目	再生資材の種類	数 量	摘 要 指 針 等
2-(8) 基礎材 敷 砂	再生コンクリート砂	約 30m ³	率計上項目

(2) 受注者は前項(1)示す建設発生土以外の再生資材の施工にあたっては、その都度、再資源化施設に品質及び供給可能量の照会(様式-4)を行うものとする。

照会に当り再資源化施設は、次の手順で選定するものとする。

イ) 再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物にあつては、当該工事現場から概ね40kmの範囲内(再生加熱アスファルト混合物は、更に運搬時間が1.5時間の範囲内)の再資源化施設とする。

ロ) 上記範囲内に複数の再資源化施設がある場合は、運搬距離の近い順に品質証明ができる3施設程度とする。

(3) 受注者は前項(2)による照会により、工事目的物に要求される品質が確保されない場合、または再生資材の供給が当該施工箇所の全数量を確保できない場合は、監督員に報告(様式-5)し、その指示に従うものとする。

19-2 建設副産物の活用等

(1) 共通仕様書1-28「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。

建設副産物の種類	発 生 場 所	数 量	活用方法等
コンクリート塊	蓮田SA(下り線) 土工部 蓮田SA(旧上り線) 土工部	約300m ³	再資源化施設
アスファルト・コンクリート塊	蓮田SA(下り線) 工事用地内 蓮田SA(旧上り線) 工事用地内	約3,100m ³	再資源化施設
建設発生土	蓮田SA(下り線) 土工部 蓮田SA(旧上り線) 土工部	約28,000m ³	本特記仕様書6-1自工区外盛土場に関する事項による
建設汚泥	蓮田SA(下り線) 既設駐車場部	約1,000m ³	再資源化施設

(2) 建設副産物を本線に利用する場合は、共通仕様書に定める該当各項の規定により施工するものとする。

(3) 再資源化(最終処分)をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	受 入 条 件
コンクリート塊	(株)ビバックス	埼玉県久喜市 高柳1192-3	受入時期：— 曜日：日曜日を除く 時間帯：8:00~17:00 仮置きの有無：— 小割条件：30×30×30cm以下

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
コンクリート塊	野口興業(株)	埼玉県さいたま市 岩槻区南平野3- 159	受入時期：— 曜日：日曜日を除く 時間帯：8:00～17:00 仮置きの有無：— 小割条件：30×30×30cm以下
アスファルト・ コンクリート塊	野口興業(株)	埼玉県さいたま市 岩槻区南平野3- 159	受入時期：— 曜日：日曜日を除く 時間帯：8:00～17:00 仮置きの有無：— 小割条件：30×30×30cm以下
アスファルト・ コンクリート塊	鹿島道路(株)	埼玉県久喜市高柳 2600-1	受入時期：— 曜日：日曜日・第二土曜日を除く 時間帯：8:00～17:00 仮置きの有無：— 小割条件：50×50×50cm以下
建設汚泥	野崎興業(株)	埼玉県北足立郡伊 奈町大字小室字志 久4408	受入時期：— 曜日：日曜日を除く 時間帯：8:00～17:00 仮置きの有無：— 小割条件：—

- 記載している事項については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
 なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。
- (4) 建設発生木材、建設汚泥の処分に要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

19-3 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用

再生資材の使用及び建設副産物の活用等（建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物を除く）に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

20. 部分使用に関する事項

20-1 工事の部分使用

共通仕様書1-49-1「適用範囲」の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は、（「施工ステップ図」及び）下表のとおりとする。

箇所	使用開始時期	使用理由
蓮田SA（下り線）駐車場内の 通り抜け車線 ※ステップ1～2	施工完了後	蓮田サービスエリア（下り線）利用車両通行のため
蓮田SA（下り線）駐車場内の 駐車ます ※ステップ3～6	施工完了後	蓮田サービスエリア（下り線）利用車両駐車のため
東北自動車道本線（上り線）路 肩部設置の固定防護柵	令和7年2月下旬	一般の用に供するため
東北自動車道本線（下り線）路 肩部設置の固定防護柵	令和7年4月上旬	一般の用に供するため
蓮田SA（下り線）駐車場内設 置の固定防護柵	令和7年4月上旬	一般の用に供するため
羽生PAの駐車ます 羽生PAの案内標識	令和7年4月中旬	羽生パーキングエリア（下り線）利用車両駐車のため
岩槻臨時駐車場	令和7年4月中旬	岩槻臨時駐車場利用車両駐車のため

なお、供用中の高速道路において工事目的物を一般の用に供する場合は、部分使用に先立ち以下のとおり検査を実施するものとする。

- 1) 部分使用検査 出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に基づく検査を兼ねるものとする。
- 2) 検査実施日時 出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に記載の日時とする。
- 3) 検査対象工事目的物 出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に記載の工事目的物とする。
- 4) 検査を実施する者 別途通知する監督員、副監督員、主任補助監督員、補助監督員のいずれかの者。

2.1. 特許に関する事項

2.1-1 特許権等の使用

本特記仕様書2.6-1.3「地盤改良工」において指定する工法は、特許権等の対象である。

2.2. 現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。本件に関する費用については、諸経費に含むものとし、別途支払いは行わない。

ただし、監督員が高速道路事業のPR用に特別な看板の設置等を指示した場合は、その指示に従うものとし、これに要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

計上費用	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	・環境負荷の低減
現場環境改善 （営繕関係）	・現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ・現場休憩所の快適化
現場環境改善 （安全関係）	・盗難防止対策（警報機等）
地域連携	・社会貢献

23. 三者協議会に関する事項

23-1 三者協議会の開催の予定

本工事においては、監督員が受注者及び本工事における次の設計を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。

- (1) 蓮田サービスエリア（下り線）改築の道路詳細設計
- (2) 蓮田サービスエリア（下り線）ランプ橋の下部工設計

23-2 三者協議会協定書の締結

監督員が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添-1に示す「〇〇自動車道 〇〇工事 三者協議会協定書(案)」に基づく、協定書を締結するものとする。

23-3 三者協議会の開催の決定等

監督員は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要の都度、三者協議会の開催を決定するものとする。

受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力すると共に三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。

23-4 三者協議会の開催に要する費用

監督員は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。

受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書1-5「設計図書の貸与、照査及び使用制限」及び1-17「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。

24. 工事変更等検討会の設置

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

25. 週休2日工事

本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日工事（発注者指定方式）」である。

25-1 定義

- (1) 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「対象期間」とは、次の各号に掲げる期間を除く工事着手日から工事が完成した日までの期間をいう。
 - ① 共通仕様書1-13「作業日」に規定する12月29日から翌年1月3日まで及び夏期休暇（3日）の期間
 - ② 共通仕様書1-35「工事の一時中止」に規定する工事全部を中止する期間
 - ③ 工事製作のみを実施している期間
 - ④ 冬期休止期間等特記仕様書に規定する発注者が工事全体を施工対象外としている期間
- (3) 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%以上（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

25-2 履行確認（週休2日確保の確認方法）

- (1) 現場閉所を行うときは、工程会議等により監督員が事前に把握している場合を除き、事前に監督員にメール等で連絡を行うものとする。
- (2) 受注者は、工事完了後に、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」（別紙-3）を作成し、監督員へ提出するものとする。また、工事途中において、監督員より「取得報告書」の作成及び提出を求められた場合は、その求めに応じるものとする。
- (3) 監督員は、受注者から提出された「取得報告書」を基に、週休2日の取得状況を確認するものとする。
- (4) 履行確認の結果、4週8休以上の現場閉所率に満たないものは、請負代金額を減額変更するものとする。

25-3 工期

本工事は、共通仕様書1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者または監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、「工事打合簿」を監督員に提出し協議の上、工事に着手することができるものとする。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から60日後

25-4 週休2日工事に要する費用

25-4-1 補正対象項目及び補正方法

発注者は、週休2日工事の積算に当たっては、土木工事積算基準 第35編「週休2日（4週8休）工事の積算」の規定に基づき設計金額の算出を行うものとする。

また、週休2日の確保を本特記仕様書25-2「履行確認（週休2日確保の確認方法）（2）」による確認後、4週8休以上の現場閉所率に満たないものは、請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。

なお、減額費用の算出方法等の取扱いについては、共通仕様書1-33-1「新単価」の規定によるものとし、NEXC Oの土木工事積算基準により減額費用を算出するものとする。

見積活用方式を採用する工事において、見積対象とした項目においては、最終参考見積書の内訳（材料、労務費、機械経費、その他、割掛費等）を確認し、週休2日に係る費用が含まれていないものについては、NEXC Oの土木工事積算基準 第35編「週休2日（4週8休）工事の積算」の規定に基づき補正額を算出するものとする。

また、週休2日の確保を本特記仕様書25-2「履行確認（週休2日確保の確認方法）（2）」による確認後、4週8休以上の現場閉所率に満たないものは、請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。

なお、減額費用の算出方法等の取扱いについては、共通仕様書1-33-1「新単価」の規定によるものとし、見積対象とした項目においては、最終参考見積書に記載している週休2日に係る費用の内訳（材料、労務費、機械経費、その他、割掛費等）に基づき減額変更を行うものとする。最終参考見積書に内訳の記載がないものについては、NEXC Oの土木工事積算基準 第35編「週休2日（4週8休）工事の積算」により減額費用を算出するものとする。

25-4-2 支払

週休2日工事に要する費用は、関連する単価項目の単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

26. 工事細部に関する事項

26-1 施工計画書

共通仕様書 1-20-1 「施工計画書の提出」に次を追加する。

- 1) 光通信ケーブル等損傷事故防止の対策
- 2) 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止の対策

26-2 作業時間帯による単価表の表記区分

単価表の項目末尾名称に、作業時間帯に応じて下表に示す区分表記を行うものとする。

作業時間帯	単価表の項目末尾の表記	備考
夜間作業	(夜)	
昼間作業	無表記	

26-3 有料道路料金の要否による単価表の表記区分

単価表の項目末尾名称に、有料道路利用に応じて下表に示す区分表記を行うものとする。

有料道路料金の要否	内容	備考
否	無表記	
要	(T)	

26-4 客土掘削、捨土掘削

26-4-1 種別

共通仕様書 2-6-1 「定義」に規定する客土掘削、捨土掘削の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
客土掘削 土砂 A	1) 盛土場における土砂の掘削・積込み 2) 橋台埋戻し部への運搬、敷均し、締固め 3) 含水比の調整 4) 土質区分 土砂 B
捨土掘削 土砂 A	1) 施工基面までの掘削に伴う土砂の掘削、積込み 2) 盛土場への運搬、敷均し、整形 3) 土質区分 土砂 B
捨土掘削 土砂 (表土) A	1) 表土の掘削、積込み 2) 盛土場への運搬、敷均し、整形 3) 土質区分 土砂 (表土)

26-4-2 支払

共通仕様書 2-6-7 「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
2-(3)	客土掘削 土砂 A	m ³
2-(4)	捨土掘削 土砂 A 土砂 (表土) A	m ³ m ³

26-5 盛土工

26-5-1 種別

共通仕様書 2-7-1 「定義」に規定する盛土工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
盛土工 盛土工 A 1	1) 購入材による上部路床の敷均し、締固め 2) 含水比の調整
盛土工 盛土工 A 2	1) 購入材による下部路床の敷均し、締固め 2) 含水比の調整

2 7 - 5 - 2 支払

共通仕様書 2-7-8 「支払」に次を追加する。

単価表の項目	検測の単位
2 - (5) 盛土工	
盛土工 A 1	m3
盛土工 A 2	m3

2 6 - 6 構造物掘削

2 6 - 6 - 1 定義

共通仕様書 2-8-1 「定義」に示す構造物掘削特殊部の掘削方法は下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
構造物掘削 特殊部 A	1) 蓮田サービスエリアランプ橋 A 1 橋台部の掘削 2) 鋼矢板Ⅲ型 自立方式 3) 掘削底面までの掘削に伴う土砂の掘削、積込み 4) 土砂の盛土場への運搬、敷均し、整形 5) 土質区分 土砂Ⅱ
構造物掘削 特殊部 B	1) 蓮田サービスエリアランプ橋 A 2 橋台部の掘削 2) 鋼矢板Ⅲ型 自立方式 3) 掘削底面までの掘削に伴う土砂の掘削、積込み 4) 土砂の盛土場への運搬、敷均し、整形 5) 土質区分 土砂Ⅱ

2 6 - 6 - 2 支払

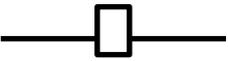
共通仕様書 2-8-1 1 「支払」に次を追加する。

単価表の項目	検測の単位
2 - (6) 構造物掘削	
特殊部 A	m3
特殊部 B	m3

2 6 - 7 継目工

2 6 - 7 - 1 材料

共通仕様書 6-3-2 「材料 (1)」に示すカルバート用止水板の材料に下表を追加する。

種類	厚さ mm	幅 mm	備考
C 型	10 以上	300 以上	 センターバルブ又はセンター半バルブ型 (耐震型)

2 6 - 7 - 2 継目工の種別

共通仕様書 6-3-4 「継目工の種別」に次を追加する。

(5) 継目工 I-A 型とは、止水板 C 及び目地材を使用する耐震型の継目をいう。

(6) 継目工Ⅲ-A型とは、止水板C及び目地材を使用し、伸縮目地を設ける場合に函体のずれを防止する目的で底版に使用する耐震型の継目をいう。

26-7-3 支払

共通仕様書6-3-6「支払」に次を追加する。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
6-(1) 継目工	
Ⅰ-A型	m
Ⅲ-A型	m

26-8 基礎杭

26-8-1 定義

共通仕様書7-2-2「定義」に次を追加する。

既製杭（SC杭・PHC杭）とは、設計図書及び監督員の指示に従って、工場製作されたSC杭及びPHC杭を中掘り杭工法（セメントミルク噴出攪拌方式）により、所定の深さに埋設し、先端根固め球根を築造する杭をいう。

26-8-2 種別

既製杭の単価表の項目の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	作業内容
基礎杭 既製杭（SC杭，φ800）	工場製SC杭（φ800mm）を所定の深さに設置するもの
基礎杭 既製杭（PHC杭，φ800）	工場製PHC杭（φ800mm）を所定の深さに設置するもの

26-8-3 材料

共通仕様書7-2-3「材料」に次を追加する。

- (3) 既製杭に用いるSC杭はJIS A5372 付属書A、PHC杭はJIS A5373 付属書Eの規格に適合するものとする。
- (4) 先端根固めに使用する材料は、「道路橋示方書・同解説（IV. 下部構造編）平成29年11月（日本道路協会）」15.7.10によるものとする。
- (5) 中詰コンクリートに使用する材料は、共通仕様書8-2-3によるものとする。
- (6) セメントミルクに使用するセメントの種類は、普通ポルトランドセメントとする。
- (7) 杭頭に使用する鉄筋の材料は、共通仕様書8-4-4によるものとする。

26-8-4 既製杭の施工

(1) 既製杭の施工方法を下記に示す。

- 1) 既製杭（SC杭・PHC杭）の施工にあたっては、「道路橋示方書・同解説（IV. 下部構造編）平成29年11月（日本道路協会）」及び「杭基礎施工便覧（令和2年度改訂版）（日本道路協会）」の規定に準じるものとする。
- 2) 各橋台の最初の杭については、設計図書に示す土質調査結果と施工機械の削孔電流抵抗値及び削孔速度との相関性、排出土の性状による支持層・施工能率等を把握するための試験杭の施工を監督員の立会いのもとに実施するものとする。受注者は、試験杭の結果を直ちに監督員に提出し、監督員が設計図書の変更を指示した場合には、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者間で協議し定めるものとする。
- 3) 施工中、極度の偏心、傾斜が生じた場合は、受注者は直ちに原因を調査し、その処置及び設計図書の変更に関して監督員と協議しなければならない。受注者の責に帰さない理由により、監督員が特別な対策工を必要とし設計図書の変更を指示した場合には、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者間で協議し定めるものとする。

- 4) 所定の設計深度に到達する前に貫入不能となった場合または、設計長まで貫入しても所定の支持力が得られない場合は、受注者は直ちに原因を調査し、その処置及び設計図書に関して監督員と協議しなければならない。監督員が対策等を指示した場合には、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。
- 5) 杭の支持力の確認は、施工機械の削孔電流抵抗値及び削孔速度により確認し、結果を監督員に報告するものとする。
- 6) 受注者は、軟弱な地盤に杭打機の据付をする場合は、敷鉄板等の必要な機械足場を設けるものとする。これに要する費用については関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。なお、監督員が特別な対策を必要として設計図書の変更を指示した場合は、この対策に要する費用について監督員と受注者との協議し定めるものとする。
- 7) 杭施工により発生する残土は、盛土場へ運搬、敷均し、整形を行うものとする。ただし監督員が残土の処理について設計図書の変更を指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用について監督員と受注者との協議し定めるものとする。
- 8) 施工により発生する工事排水について、一般の水路などへ放流する場合には、環境関連法令及び条例の基準に適合するものとする。これにより難しい場合については、必要な薬剤など対策について監督員と協議しなければならない。この対策に要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。
- 9) 既製杭の品質管理については、構造物施工管理要領Ⅱ 2-3-1によるものとし、現場溶接継手については、「道路橋示方書・同解説（Ⅳ. 下部構造編）平成29年11月（日本道路協会）」15.7.7による他、構造物施工管理要領Ⅱ 2-3-1(2)の外観検査を実施するものとする。また、セメントミルクについては、「道路橋示方書・同解説（Ⅳ. 下部構造編）平成29年11月（日本道路協会）」15.7.10及び15.7.12によるものとする。なお、S C杭の構造物施工管理要領の適用については、R Cぐいに準ずるものとする。
- 10) セメントミルクの施工に必要な工事用水は、給水車等を用いて給水するものとする。なお、給水に要する費用については関連する単価項目に含むものとし別途支払いは行わないものとする。
- 11) 杭頭部中詰コンクリートの施工は、共通仕様書8-2の関連項目の規定に従って行うものとする。
- 12) 杭頭部鉄筋の施工は、共通仕様書8-4-5の規定に従って行うものとする。
- 13) 既製杭の出来形管理については、下表によるものとする。なお、調書様式は、構造物施工管理要領出来形調書—2502に準ずるものとする。

測定項目	規格値	検査方法	摘要
基準高	5 c m以内	くい頭仕上げ後のくい頭の計画とのずれを測定	
くい長	設計値以上	くい頭仕上げ後のくい頭計画高さからの沈設深度を測定	くい長が判断できるマーキングを行い、その方法は品質管理基準による
平面位置	10 c m以内、かつ、くい径の4分の1以内	計画くい中心位置との偏位を測定	
傾斜	1/100以下	交差する2方向から測定	沈設完了の直後で、突出長約3 mにて傾斜測定

1 4) 受注者は施工に先立ち現地盤調査（平板載荷試験）を行うものとし、施工に必要な地盤支持力を確認した後、監督員に報告するものとする。これに要する費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。なお、調査の結果、監督員が対策等を指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

2 6 - 8 - 5 数量の検測

共通仕様書 7 - 2 - 5 「数量の検測」に次を追加する。

(8) 既製杭の数量の検測は、杭の径ごと設計数量 (m) で行うものとする。

2 6 - 8 - 6 支払

共通仕様書 7 - 2 - 6 「支払」に次を追加する。

(9) 既製杭の支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当たりの契約単価で行うものとする。既製杭 (SC杭) の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う SC杭の建込み、継手の施工、杭頭補強鉄筋、吊り型枠、中詰コンクリート等既製杭 (SC杭) の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。既製杭 (PHC杭) の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う PHC杭の建込み、継手の施工、セメントミルクの施工、杭先端処理等既製杭 (PHC杭) の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

7 - (1) 基礎杭

既製杭 (SC杭, φ 800)	m
既製杭 (PHC杭, φ 800)	m

2 6 - 9 コンクリート

2 6 - 9 - 1 構造物用コンクリート

(1) 種別

各種別の品質基準は、「コンクリート施工管理要領」3 - 2の規定によるものとし、表3 - 2に下記を追加する。

コンクリートの種別	使用構造物	対象の構造物	材令28日における圧縮強度 (N/mm ²)	スランブ (cm)	沈下度 (秒)	空気量 (%)	粗骨材の最大寸法 (mm)	セメントの種類	最低セメント量 (kg/m ³)	最大塩化物量 (C1) (kg/m ³)
D1-1	構造物基礎の敷均しコンクリート、石積み、コンクリートブロック積み等の裏込めコンクリートその他類似の構造物	M	18	-	-	-	25 20	N、BB	-	0.6

2 6 - 1 0 型わく工

2 6 - 1 0 - 1 種別

共通仕様書 8 - 3 - 2 「型わくの種別」に示す型わくの単価表の項目の種別に下表を追加する。

単価表の項目	使用箇所
Z	山留めが鋼矢板工法により構造物掘削の余堀幅を確保できない構造物の外枠材に設置するもので、非腐食性の残置型わくをいう。

26-10-2 支払

共通仕様書 8-3-6 「支払」に次を追加する。

単価表の項目	検測の単位
8-(2) 型わく	
Z	m ²

26-11 アスファルト混合物

26-11-1 適用すべき基準

共通仕様書 13-2 「適用すべき諸基準」に下表を追加する。

- ・別添-2 低速プロファイラの運用に関する補足資料
- ・東日本高速道路株式会社 関東支社 舗装設計施工マニュアル（令和3年7月）

26-11-2 混合物

共通仕様書 13-5-3 「混合物（1）骨材の粒度」及び「混合物（2）マーシャル試験基準値」の粒度の種別及びマーシャル供試体の突固め回数は、下表のとおりとする。なお、標準アスファルト量に変更が生じた場合においても、単価の変更は行わないものとする。

単価表の項目	アスファルトの種類	標準アスファルト	骨材配合設計粒度	供試体突固め回数
加熱アスファルト安定処理路盤工	ストレートアスファルト (60-80)	4.5%	アスファルト安定処理タイプ I (最大粒径 40mm)	両面 50回
アスファルトコンクリート遮水性基層工	改質アスファルト II型 (一般用)	5.3%	基層混合物 (最大粒径 20mm)	両面 75回
アスファルトコンクリート表層工 A	改質アスファルト II型 (一般用)	5.2%	高機能舗装 II型 用混合物 (最大粒径 13mm)	両面 50回

(1) アスファルト混合物の製造

上記アスファルト混合の製造は、専門業者（定置プラント）に委託するものとする。

(2) 骨材の粒度

基層用遮水性アスファルト混合物に使用する混合物の骨材の配合設計粒度は下記の通りとする。なお、使用する骨材の粒度が 0.2g/cm³以上異なる場合には配合比の修正を行う。

ふるい目の開き (mm)	ふるい通過質量百分率 (%)
26.5	100
19.0	95~100
13.2	75~90
9.5	65~83
4.75	50~67
2.36	37~53
0.6	24~30
0.3	16~24
0.15	9~14
0.075	7~10

(3) 材料規定

設計要領第一集（舗装 建設編）「2-3-2 材料規定」の「加熱アスファルト安定処理（タイプ I）」の項目に下記の試験項目を追加する。

試験項目	試験法	上層路盤 加熱アスファルト安定処理（タイプⅠ）
はく離抵抗性	試験法 201	15%以下

表層及び基層と同一骨材産地の場合、表・基層の粗骨材で行う「アスファルト被膜のはく離試験法（試験法201）」による、はく離抵抗試験にて確認する。

基層用遮水性アスファルト混合物に使用する混合物の配合試験、規定値及び品質基準値は下表のとおりとする。

試験項目	試験方法	基準値及び品質基準値
マーシャル試験	試験便覧 B001 試験便覧 B008	マーシャル安定度：6kN以上 フロー値（1/100）：15～40cm 空隙率：2～3% 飽和度：70～85% 水浸マーシャル残留安定度 60℃48時間：75%以上
ホイールトラッキング試験	試験便覧 B003	1000回/mm以上
水浸ホイールトラッキング試験	試験法 244	平均はく離率5%以下
透水係数	試験便覧 B017 T	1.0×10^{-7} cm/s 以下

（4）試験練り

基層用遮水性アスファルト混合物の試験練りにおける試験項目とひん度は舗装施工管理要領によらず下表のとおりとする。

項目	試験項目	試験方法	試験ひん度
各種材料の条件	常温・加熱骨材のふるい分け試験	JIS A 110 2	各2回/1回
混合条件	アスファルト量	—	3点/1配合 注1)
	混合量、混合時間及び温度管理	—	適宜
混合物の性状	マーシャル試験	試験便覧 B001 試験便覧 B008	1回/1配合 As量3点で標準、水浸各3回
	アスファルト含有量試験	自動計量記録装置または試験便覧G02 8による	出荷毎全パッチまたは1回/1配合（2個/1回）
	ホイールトラッキング試験 注2)	試験便覧 B003	1回/1配合（3枚/1回）
混合物の性状	透水係数 注3)	試験便覧 B017 T ※注4	1回/1配合（3個/回）
	水浸ホイールトラッキング試験 注3)	試験法 244	2枚/1配合

注1) 粒度又はアスファルト量のいずれかを変化させて3点実施するものとし、監督員の指示に従うものとする。

注2) アスファルトプラント排出の混合物にて供試体を作製する。なお、供試体の密度はマシヤル試験における締固め密度の100±1%以内とする。また、ホイールトラッキング試験機は同一機械とし、原則として配合試験で使用了試験機とする。

注3) 供試体は最適締固め温度にて作製し、指定の頻度で試験を実施するものとする。

注4) 試験は、舗装施工管理要領Ⅱ建設工事関係Ⅰ-1(3)(b)(ii)に従って行う。

26-11-3 はく離抵抗性試験結果に伴うアスファルト混合物の変更

はく離抵抗試験結果に伴い、はく離防止材の添加またはアスファルト種別の変更等を監督員が指示する場合がある。この場合受注者は、監督員の指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者との協議して定めるものとする。

26-11-4 支払

共通仕様書13-5-11「支払」によらず、アスファルト混合物の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う基層及び表層工の清掃準備、混合物の製造、運搬及び舗設に要する費用等アスファルト混合物の施工に要するアスファルトを含むすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

13-(4) アスファルト混合物

アスファルトコンクリート遮水性基層工	t
アスファルトコンクリート表層工A	t

26-12 交通規制工

26-12-1 種別

共通仕様書19-3-2「種別」に下表を追加する。なお、交通規制工の種別における交通規制箇所、交通規制内の施工内容に関する単価表の項目については設計図に示す数量総括表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	規制時間	備考
路肩規制 L×N	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する路肩規制A、路肩規制B及び路肩規制Cをいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	8:00~18:00 (9:00~17:00)	川口JCT Hランプ
車線規制 L×N×M	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	12:00~22:00 (13:00~21:00)	岩槻IC~ 蓮田スマートIC(下り線)
		5:00~15:00 (6:00~14:00)	久喜白岡JCT~ 蓮田スマートIC(上り線)
車線規制 L×N×M(A)	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追い越し車線規制をいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	20:00~翌05:00 (21:00~翌04:00)	岩槻IC~ 蓮田スマートIC(下り線) (夜間)
車線規制 L×N×M×T		12:00~22:00 (13:00~21:00)	岩槻IC~久喜白岡JCT (下り線)

①L、N、Mは、共通仕様書19-3-5「支払」に示す注1)~注3)のとおり。

②Tは、1回当たりに設置するテーパー箇所数を示す。

③上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。

④()内の時間は、交通規制内の施工可能時間（休憩時間を含む）を示す。

⑤交通規制に係る監視及び保守を行う交通監視員及び交通監視員の休憩時間等の交替要員については、交通規制工に含むものとする。

⑥交通規制工の単価表の項目において、(A)と表記されているものについては、第一・第二走行車線規制を示す。

なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

26-12-2 支払

共通仕様書19-3-5「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
19-(1)	交通規制工	
	路肩規制 L×N	回
	車線規制 L×N×M	回
	車線規制 L×N×M (A)	回
	車線規制 L×N×M×T	回

26-13 地盤改良工

26-13-1 定義

地盤改良工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、地盤内に固化材を添加し、改良対象土と固化材を攪拌混合し、強固な地盤を造成するものをいう。また、CI-CMC-HA工法の特許実施料を含むものとする。

26-13-2 適用すべき諸基準

財団法人土木研究センター 陸上工事における深層混合処理工法設計・施工マニュアル（平成16年3月）

26-13-3 種別

地盤改良工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

種別	区分内容	強度
深層混合処理工 A	ボックスカルバート（上下線スロープ部）の基礎として改良材を用いて地盤の混合攪拌を行うもの。	改良強度1150kN/m ²
深層混合処理工 B	ボックスカルバート（上り線側入口部）の基礎として改良材を用いて地盤の混合攪拌を行うもの。	改良強度1000kN/m ²
地盤改良材 (A)	セメント系固化材（特殊土用）	

26-13-4 室内配合試験及び設計強度

地盤改良工に使用する地盤改良材は、セメント系固化材（特殊土用）又はこれと同等品以上とし、使用に先立ち監督員の確認を得るものとする。

なお、配合については、現場サンプリングによる室内配合試験で決定するものとし、下記の試験を行うものとする。

単価項目	室内配合強度 (kN/m ²)	現場強度 (kN/m ²)	標準セメント添加量 (kg/m ³)	摘要
深層混合処理工 A	3450	1150	220	一軸圧縮試験機

深層混合処理工 B	3000	1000	330	一軸圧縮試験機
--------------	------	------	-----	---------

26-13-5 施工

- (1) 施工前にボーリングによる現場サンプリング試料により室内配合試験を行い、現場強度試験を、監督員に報告するものとする。
- (2) 室内配合試験のサンプリング箇所数は下表に示すとおりとする。

サンプリング箇所数	サンプリング本数	摘要
3箇所	【深層混合処理工 A】 下り線側 2層×3本=6本 旧上り線側 2層×3本=6本 【深層混合処理工 B】 旧上り線側 2層×3本=6本	深層混合処理工 A ・下り線側で1箇所 ・旧上り線側で1箇所 (粘性土層および砂質土層で採取) 深層混合処理工 B ・旧上り線側で1箇所 (ローム層および砂質土層で採取)

- (3) 現場強度試験のサンプリングの試験基準は、「陸上工事における深層混合処理工法 設計・施工マニュアル(改訂版)」によるものとし、採取箇所については監督員から指示するものとする。また、サンプリング本数、供試体本数は下表のとおりとする。

サンプリング本数	供試体本数	摘要
12本	3層×2材令 (7、28日)	1本につき上・中・下層にて供試体を採取

- (4) 事前・事後ボーリング、現場サンプリング及び現場強度試験に要する費用については、割掛項目に含まれるものとする。また、上記(3)において、現場強度試験にて必要となる強度が得られない場合は、監督員の指示に従うものとし、これに要する費用は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。
- (5) 施工前に監督員の指示による試験打ちを行い、着底管理基準の設定が得られるまで本施工を行わないものとする。
- (6) 深層混合処理工は、軟弱地盤中の改良材が様に拡散し、地盤全体にわたって均等になるよう混合攪拌するものとする。
- (7) 打込みに使用する機械には、打込み長及び地盤改良材の投入量を自己記録できる装置を備付けたものでなければならない。
- (8) 地盤改良工は、東北道本線及び周辺地盤の変状に注意し打設順序、打設方向を検討し施工を行うものとする。
- (9) 地盤改良材は、スラリー混合前に風等により飛散しないよう注意するものとする。
- (10) 室内配合試験に六価クロム溶出試験を行うものとする。

26-13-6 数量の検測

深層混合処理工の数量の検測は、設計数量(m³)で行うものとする。

地盤改良材の数量の検測はセメント系固化材の設計数量(t)で行い、練り混ぜ水は検測の対象としない。

26-13-7 支払

地盤改良工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対してそれぞれ1m³又は1t当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う地盤改良の攪拌、地盤改良材の混合、試験打ち、空打ち、地盤改良材の供給、特許料等地盤改良工の施工

に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（１）	地盤改良工	
	深層混合処理工 A	m3
	深層混合処理工 B	m3
	地盤改良材（A）	t

26-14 仮設防護柵工

26-14-1 定義

仮設防護柵工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、第三者及び工事関係者の安全を確保するために仮設防護柵を設置することをいう。

26-14-2 種別

仮設防護柵工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
A	蓮田SA（下り線）駐車場改築（通り抜け車線及びトレーラーます構築）に伴い、作業範囲と蓮田SA（下り線）駐車場との境界に仮設防護柵（H鋼式、Gr（A種））、仮設フェンス（B型、1.8m×1.8m）及び一般車両への安全対策として仮設フェンスにチューブライトの設置撤去を行うもの。 撤去後は、蓮田SA（旧上り線）に運搬する。	<p>【貸与品】 仮設防護柵 （白岡菖蒲IC資材置場）</p> <p>【購入品】 B型フェンス、チューブライト</p>
B	蓮田SA（下り線）駐車場改築（ガソリンスタンド前アイランド改良）に伴い、作業範囲と蓮田SA（下り線）駐車場との境界に仮設防護柵（H鋼式、Gr（A種））、仮設フェンス（B型、1.8m×1.8m）及び一般車両への安全対策として仮設フェンスにチューブライトの設置撤去を行うもの。 撤去後は、蓮田SA（旧上り線）に運搬する。	<p>【貸与品】 仮設防護柵 （白岡菖蒲IC資材置場）</p> <p>【購入品】 B型フェンス、チューブライト</p>
C	蓮田SA（下り線）駐車場改築（現地盤掘削及び進入路構築）に伴い、作業範囲と蓮田SA（下り線）駐車場との境界に仮設防護柵（H鋼式、Gr（A種））、仮設フェンス（B型、1.8m×1.8m）及び一般車両への安全対策として仮設フェンスにチューブライトの設置を行うもの。	<p>【工事内流用】 蓮田SA（旧上り線）</p> <p>【流用品】 仮設防護柵、B型フェンス、チューブライト</p>

D	蓮田SA（下り線）駐車場改築（現地盤掘削及び進入路構築）に伴い、作業範囲と蓮田SA（下り線）駐車場大型車駐車ますとの境界に仮設防護柵（コンクリート基礎式、Gr（A種））、仮設フェンス（B型、1.8m×1.8m）及び一般車両への安全対策として仮設フェンスにチューブライトの設置を行うもの。	<p>【貸与品】 仮設防護柵 （赤木高架橋資材置場）</p> <p>【購入品】 B型フェンス、チューブライト</p>
E	蓮田SA（下り線）駐車場改築（現地盤掘削及び進入路構築）に伴い、作業範囲と蓮田SA（下り線）駐車場大型車駐車ますとの境界に仮設防護柵（コンクリート基礎式、Gr（A種））、仮設フェンス（B型、1.8m×1.8m）及び一般車両への安全対策として仮設フェンスにチューブライトの設置を行うもの。	<p>【購入品】 仮設防護柵、B型フェンス、チューブライト</p>
F	蓮田SA（下り線）駐車場改築（現地盤掘削及び進入路構築）に伴い、東北道上り線本線路肩部の昼夜連続固定規制に必要な仮設防護柵（H鋼式、Gr（A種））、仮設フェンス（B型、1.8m×1.8m）及び一般車両への安全対策として仮設フェンスにチューブライトの設置を行うもの。	<p>【工事内流用】 蓮田SA（旧上り線）</p> <p>【流用品】 仮設防護柵、B型フェンス、チューブライト</p>
G	蓮田SA（下り線）駐車場改築（現地盤掘削及び進入路構築）に伴い、東北道上り線本線路肩部の昼夜連続固定規制に必要な仮設防護柵（H鋼式、Gr（A種））、仮設フェンス（B型、1.8m×1.8m）及び一般車両への安全対策として仮設フェンスにチューブライトの設置を行うもの。	<p>【貸与品】 仮設防護柵 （白岡菖蒲IC資材置場）</p> <p>【購入品】 B型フェンス、チューブライト</p>
H	蓮田SA（下り線）駐車場改築（現地盤掘削及び進入路構築）に伴い、東北道上り線本線路肩部の昼夜連続固定規制に必要な仮設防護柵（H鋼式、Gr（A種））、仮設フェンス（B型、1.8m×1.8m）及び一般車両への安全対策として仮設フェンスにチューブライトの設置を行うもの。	<p>【貸与品】 仮設防護柵 （浅羽高架橋資材置場）</p> <p>【購入品】 B型フェンス、チューブライト</p>
I	蓮田SA（下り線）駐車場改築（現地盤掘削及び進入路構築）に伴い、東北道下り線本線路肩部の昼夜連続固定規制に必要な仮設防護柵（H鋼式、Gr（A種））、仮設フェンス（B型、1.8m×1.8m）及び一般車両への安全対策として仮設フェンスにチューブライトの設置を行うもの。	<p>【貸与品】 仮設防護柵 （浅羽高架橋資材置場）</p> <p>【購入品】 B型フェンス、チューブライト</p>

26-14-3 施工

- (1) 仮設防護柵の設置については、路面等を損傷させないように慎重に丁寧に施工することとする。また、設置期間中においては、定期的に点検を行うものとし、機能を損なうような箇所を発見した場合は、速やかに監督員に報告する。なお、補修に要したこれらの費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。
- (2) 車両が衝突した際に逸脱しないようあらかじめ仮設防護柵の強度を確認し、必要に応じてアンカー等を使用して路面に固定するものとする。

26-14-4 数量の検測

仮設防護柵工の数量の検測は、設計数量（m）で行うものとする。

26-14-5 支払

仮設防護柵工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m当たりの契約単価で行うものとする。仮設防護工の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う仮設防護工の設置、アンカーの打設、維持管理等仮設防護柵工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
特一（2） 仮設防護柵工	
A	m
B	m
C	m
D	m
E	m
F	m
G	m
H	m
I	m

26-15 路面標示消去工

26-15-1 定義

路面標示消去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設路面標示の消去を行うことをいう。

26-15-2 種別

路面標示消去工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘 要
A	蓮田SA（下り線）駐車場内の外側線等の既設路面標示を削取り式により消去するもの。	
B	蓮田SA（下り線）駐車場内の外側線等の既設路面標示をウォータージェット式により消去するもの。	
C	蓮田SA（下り線）駐車場内の導流表示、矢印表示、文字等の既設路面標示を削取り式により消去するもの。	
D	蓮田SA（下り線）駐車場内の導流表示、矢印表示、文字等の既設路面標示をウォータージェット式により消去するもの。	

26-15-3 施工

- (1) 路面標示消去工の施工方法は、高機能舗装以外のアスファルト舗装上に施工されている路面標示は削取り式とし、高機能舗装上に施工されている路面標示はウォータージェット式とし、既設路面に損傷を与えないように慎重に行うものとする。
- (2) 削取り式消去により発生した削りかすおよび廃材等については、廃棄物の処理に関する法令等に従い、適切に処理しなければならない。なお、削りかすおよび廃材等の処分に要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。
- (3) ウォータージェット式消去により発生した汚泥については、廃棄物の処理に関する法令等に従い、適切に処理しなければならない。なお、汚泥の処分に要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

26-15-4 数量の検測

路面標示消去工の数量の検測は、幅15cmに換算した設計数量(m)又は設計数量(m²)で行うものとする。

26-15-5 支払

路面標示消去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当たり又は1m²当りの契約単価で行うものとする。路面標示消去工の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う施工機械の運搬、設置、削取り式またはウォータージェット式による削り処理等路面標示消去工の施工に要する材料・労力・機械器具・廃材等の処理費等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特一(3) 路面標示消去工	
A	m
B	m
C	m ²
D	m ²

26-16 率計上工事に関する事項

26-16-1 目的及び契約方法

率計上工事とは、率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。当該部分の見積りについては、当初契約において一式として契約する。本特記仕様書26-16-4「当初契約金額」に示す率計上の考え方にに基づき算出するものとする。

26-16-2 用語の定義

共通仕様書1-2「用語の定義」に次を追加する。

- (30) 「契約参考図書」とは、率計上工事に関する事項に係る率計上対象項目及びそれらの概算数量を示したもので参考図として取扱うものとする。

26-16-3 種別

率計上工事に関する事項の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
率計上工事に関する事項	見積対象及び諸経費を除く単価表の金額の合計に15%を乗じた金額相当の率計上工事をいう

26-16-4 当初契約金額

当初契約における率計上の算出に用いる単価表の項目及び率は、本特記仕様書26-16-3「種別」に示す単価表の項目の区分内容に従って算出し、一式計上するものとする。金額の記載に

あたっては、有効数字5桁とし、有効数字6桁目を切り捨てとする。また、10百万円未満の場合は、千円単位とし、千円未満の額については切り捨てとする。

26-16-5 契約変更について

(1) 契約締結後、率計上工事に関する事項に係る施工に必要な率計上対象項目及び数量については、契約参考図書及び現地照査に基づき契約内容が確定した段階で契約書第19条に基づき変更を行うものとし、新単価を定めるものとする。

なお、新単価算出にあたっては、率計上工事に関する事項の単価表の項目の契約金額を上限とせずに契約変更を行うものとする。

26-16-6 数量の検測

率計上工事に関する事項の検測は、設計数量(式)で行うものとする。

26-16-7 支払

率計上工事に関する事項の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1式当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には契約参考図書に基づき行う本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特-(4)	率計上工事に関する事項	式

27. 割掛対象表の項目に示す工事の内容

対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章「表1-3割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

【共通仮設費】

割掛項目対象表 の項目名称	工事の内容	備考
有料道路料金費	単価表の項目末尾名称に(T)を表記した項目に必要な有料道路通行料金費をいう。	

【準備工事費】

割掛項目対象表 の項目名称	工事の内容	備考
工事車両泥落し費	作業員による工事車両の泥落とし及び周辺の清掃に要する費用をいう。	

【雑工事費】

割掛項目対象表 の項目名称	工事の内容	備考
試験舗装費	共通仕様書13-8-7に規定する試験舗装に要する費用をいう。 場所：蓮田SA(旧上り線) 種別：高機能舗装Ⅱ型用混合物 t=4cm 基層用遮水性アスファルト混合物 t=6cm 数量：概ね150m ² (幅3.5m)、撤去廃材運搬処分費含む	

28. 補足事項

28-1 設計図書の変更及び追加について

次に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるため、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

- (1) 快適トイレを追加する場合がある。
- (2) 盛土場の位置及び運搬に関する事項の追加及び変更
- (3) 下り線サービスエリア駐車場の工事中における駐車ますレイアウトを変更する場合がある。
- (4) 下り線サービスエリア内の埋設物の移設を追加する場合がある。
- (5) 仮設防護柵に設置する休憩施設用仮設照明を追加する場合がある。
- (6) サービスエリア縮小に伴う利用抑制・代替先の案内看板等を追加する場合がある。
- (7) サービスエリアの場内案内について特別な案内標識の設置を追加する場合がある。
- (8) 蓮田スマート I C（下り線）に関する工事を追加する場合がある。

28-2 工事記録の作成及び提出について

(1) 工事記録情報

受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、別添様式-6「工事記録情報 完了届」をしゅん功届提出予定の2週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。

なお、工事記録収集システムに関する問合せは、「保全情報管理員」に問合せるものとし、問合せ先については別途監督員より通知する。

28-3 車両制限令を超える車両の通行に関する通行許可の確認結果の提出

受注者は、共通仕様書1-62「交通安全管理」(5)における確認については、許可証の原本やオンライン申請においてはダウンロードした電子ファイルデータで確実に確認し、その確認結果を監督員に提出するものとする。

28-4 交通規制内での重機故障時の対応

高速道路等の交通規制中に、重機等が故障して交通規制解除が遅れた場合は、高速道路等を利用している一般車両に多大な影響を与えることから、「重機等故障時対応マニュアル」(平成21年1月 関東支社加須管理事務所)に基づき、機械故障時の対応についての計画書を作成し、交通規制を伴う工事の施工開始前(2週間前)に監督員に提出するものとする。

28-5 緊急時の協力業務

本工事期間中に加須管理事務所管内の高速道路において、災害等が発生した場合は、監督員の指示に従い災害復旧に協力するものとする。これに要する費用については、別途、監督員と受注者で協議するものとする。

28-6 有料道路料金費に関する事項

有料道路料金費とは、ETC(Electronic Toll Collection System)が整備されているインターチェンジ等をETC無線通信により走行するために要する通行料金をいう。また、監督員の指示により有料道路通行区間を変更する場合、または、通行料金体系が見直しとなった場合は、これに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

28-7 間接工事費の変更

28-7-1 対象となる項目

本工事は、間接工事費のうち「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足

する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

- ・ 営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費
(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る)
- ・ 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用
- ・ なお、上記に関連し発生した間接工事費について監督員が必要と判断した場合、その費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

28-7-2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

28-7-3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合、工期開始の日から14日以内に、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式8）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から14日以内に間接工事費計画書（様式8）の提出がなかった場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

28-7-4 間接工事費の増加費用の協議

- (1) 受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費の増加費用に関する協議書（様式9）〔変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）〕を監督員に提出し協議するものとする。
- (2) 受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
- (3) 間接工事費の増加費用の額（増加費用に係る一般管理費等を含む）の協議は、監督員が、間接工事費増加費用見積方通知書により、受注者に対して見積書を監督員に提出するように通知するものとし、受注者はその通知に従い間接工事費増加費用見積書（様式10）を監督員に提出し協議するものとする。
- (4) 間接工事費の増加費用の額について、監督員からの間接工事費増加費用の負担額協議書により受注者は同意書（様式11）を監督員に提出するものとする。
なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

28-7-5 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

28-7-6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

- ① 共通仮設费率分は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式8）に記載された共通仮設费率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

- ②現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式8）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ③間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含む。
- ④なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

28-8 材料調達に伴う変更

28-8-1 対象となる資材等

本工事の「土砂」、「仮設材（鋼材）」については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式12）を提出のうえ監督員と協議するものとする。また、協議の結果、監督員が指示した場合は、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式13）を監督員へ提出するものとし、その費用について監督員と受注者との協議により定めるものとする。なお、受注者の都合で調達した資材は協議対象としないものとする。

資材名	規格	調達地域等
土砂	路床材	栃木県中央～南部地区
仮設材（鋼材）	普通鋼矢板Ⅲ型	全国

28-9 実績価格調査票

受注者は、契約締結後、見積活用方式に係る見積対象項目に対し下請契約したとき、または、現場組織が構築されたときは、本工事の入札前に提出した最終参考見積書と契約後の実態に基づく比較を行う「実績価格調査票（別添-4）」を作成し提出するものとする。なお、監督員は、提出された実績価格調査票に疑義がある場合は、施工体制点検などの場を活用して受注者や下請負人に聞き取り調査を行うものとする。

28-10 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

28-11 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

28-12 ICTの活用について

本工事は、国土交通省が推進するi-Constructionに基づき、生産性向上を図るため、受注者からICT土工に関する施工の提案ができる工事である。受注者は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合にその施工を行うことができるものとする。

なお、その施工に伴う費用については、発注者と受注者との協議して定めるものとする。

28-13 遠隔立会

遠隔立会とは、遠隔立会実施要領（令和5年10月 東日本高速道路株式会社）に基づき、共通仕様書「1-2 用語の定義」に定める「確認」及び「1-30 検査及び立会い」に定める検査及び立会いについて、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、検査及び立会いの実施により、受注者及び発注者の工事等管理業務の効率化による生産性向上を図るものである。

遠隔立会の実施有無、実施項目、費用等については、工事着手前に監督員と協議し定めるものとする。

28-14 共通仕様書の一部変更

コンクリート構造物について土木工事共通仕様書第8章8-2「構造物用コンクリート」の以下に示す内容のうち、下線部を変更する。

8-2-3 コンクリートの種別

コンクリートの単価表の項目の種別は、次のとおりとし、各種別の品質基準は、「コンクリート施工管理要領」3-2の規定を適用するものとする。

8-2-4 材料

レディーミクストコンクリート及び現場プラントコンクリートに使用する材料は、「コンクリート施工管理要領」3-7あるいは4-6「構造物施工管理要領」Ⅲ-7-1-4及び「トンネル施工管理要領（本体工編）」、「トンネル施工管理要領（繊維補強覆工コンクリート編）」の規定を適用するものとする。

8-2-5 レディーミクストコンクリート

工場の選定

レディーミクストコンクリートの製造工場の選定は、「コンクリート施工管理要領」の規定を適用するものとする。

受注者がJIS認証製品を製造できる工場かつ~~⑧~~工場以外を使用しようとする場合、「コンクリート施工管理要領」3-3及び3-6の規定に基づき、製造設備、品質管理体制等について監督員の検査を受けるものとし、これにかかる費用は受注者の負担とする。

レディーミクストコンクリート使用確認願の提出

受注者は、レディーミクストコンクリートの使用に際しては、あらかじめ製造業者名、所在地、レディーミクストコンクリートの使用箇所及び使用概算数量を明記したレディーミクストコンクリート使用確認願（「コンクリート施工管理要領」3-3あるいは4-2に規定する添付資料等を添付したもの。）を監督員に提出し、その確認を得なければならない。監督員は、提出されたレディーミクストコンクリート使用確認願の内容を確認後、その結果を書面で通知するものとする。

8-2-7 配合

(1) 試し練り

受注者は、レディーミクストコンクリート使用確認願により提出された配合について、「コンクリート施工管理要領」の規定に基づき、必要となる場合、試し練りを行い、確認を得るものとする。

(4) 現場配合

受注者は、監督員が確認した示方配合を「コンクリート施工管理要領」3-8の規定に基づき現場配合に修正するものとする。

8-2-8 コンクリートの運搬及び打込み

(1) 運搬及び打込み

受注者は、コンクリートの運搬及び打込みに対しては、「コンクリート施工管理要領」6-1の規定に基づき施工するものとする。

8-2-9 養生

受注者は、コンクリートの養生に当たっては、「コンクリート施工管理要領」6-2の規定に基づき施工するものとする。

8-2-10 打継目

受注者は、打継目の施工に当たっては、「コンクリート施工管理要領」6-3の規定に基づき施工するものとする。設計図書で定められている打継目を変更する場合は、計画書を監督員に提

出し、監督員の確認を得なければならない。

8-2-1 1 寒中コンクリート

(1) 一般

- 1) 日平均気温が4℃以下となることが予想されるときは「コンクリート施工管理要領」6-7の規定に基づき寒中コンクリートの施工を行うものとする。

8-2-1 2 暑中コンクリート

夏期にコンクリートを施工する場合は、高温になるため、コンクリートの品質に著しく害を受けるおそれのあるときは、「コンクリート施工管理要領」6-8の規定に基づき、暑中コンクリートの施工を行うものとする。

8-2-1 3 水中コンクリート

水中コンクリートを施工する場合は、「コンクリート施工管理要領」6-9の規定に基づき、水中コンクリートの施工を行うものとする。

8-2-1 4 マスコンクリート

マスコンクリート対策が必要な場合は、「コンクリート施工管理要領」6-12の規定に基づき施工するものとする。なお、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

以 上

様式-2

令和 年 月 日

監督員

殿

現場代理人

工事履行報告書（令和〇年〇月分）

（工事名）

標記工事の出来高報告及び工程表を別添のとおり作成しましたので、報告します。

以上

《注意事項》

- ・別添の工程表は、様式-1 とする。
- ・Kcube2 による提出とする。

工事出来高報告（令和〇年〇月）

工 期 自) 令和 年 月 日 (〇〇〇日間)
至) 令和 年 月 日

項 目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累 計 出来高 (%)	前 月 出来高 (%)	今 月 出来高 (%)	摘 要
準備工							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
後片付け							
全 体							

監督員	副監督員	主任補助監督員	補助監督員

残存物件調書 (受注者→監督員)

- 1 工事等名 _____
- 2 工事等場所 _____
- 3 発生(受領)年月日 _____
- 4 原因名及び原因発生年月日 _____

品名	材質 (規格等)	概算数量		発生材、貸付発生 材又は不要材料 の種別記入	物品又は固定 資産の分類
		単位	数量		

以上のおり報告します。

監督員 ○○○○殿

受注者 △△△△

現場代理人 ◇◇◇◇

- (注) 1. 発生年月日は受渡日を記入する。
 2. 原因別に一葉ずつ作成する。
 3. 写真を添付する。
 4. 「発生材、貸付発生材又は不要材料の種別記入」「物品又は固定資産の分類」はNEXCOが記入
 5. Kcube2による提出とする

様式－４

令和 年 月 日

〇〇リサイクルセンター〇〇工場
管理責任者 〇〇 〇〇 殿

受注者名
現場代理人

再生資材供給可能量の照会について

本工事では再生資源の利用促進のため再生資材の利用を予定しております。
つきましては、円滑な使用計画に基づき施工を行いたいので下記のとおり供給可能量の情報提供をお願い致します。

記

1. 工事名： 工事（工期： ～ まで）
2. 発注者：
3. 受注者：
4. 再生資材の種類及び予定数量等

再生資材の種類	適用指針等	予定使用量（m ³ ）	使用予定月

5. 情報の提供時期
別紙様式により上記使用予定月の一ヶ月前までに供給可能量をFAXで情報提供をお願いします。
6. 情報提供先及び連絡先
受注者：
TEL：
FAX：
現場代理人：
担 当：

以 上

監督員

殿

受注者

現場代理人

工事記録情報 完了届

下記の工事件名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発注者名			
工事件名			
No.	工種名	工事情報(テーブル名)	数量

(注1) 発注時より工事内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する

(注2) Kcube2 による提出とする

様式－7

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 関東支社
〇〇管理事務所長 殿

会社名
代表者

不動産貸付申請書

工事名) 〇〇自動車道 〇〇工事

特記仕様書〇－〇の規定に基づき、貴社所有の不動産を下記のとおり貸付けていただきたく、申請いたします。

記

1. 不動産の種類
2. 不動産の所在地
3. 不動産の使用目的
4. 必要面積
5. 貸付希望期間
6. 添付書類
 - 工事請負契約書 (写)
 - 特記仕様書 (写)
 - 用地使用計画書

以 上

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

間接工事費計画書の提出について

(工事名) _____

標記工事について、特記仕様書「〇. 間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】

費目		費用	内容	計上額 (円)
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

以 上

《注意事項》

・Kcube2 による提出とする。

変更間接工事費計画書

(工事名)

(円)

費目	費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれららの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		借上費			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用		
		労働者送迎費			
	小計	労働者がマイクログラス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)			
現場管理費	労務管理費	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用			
	小計	労働者の食事補助、交通費の支給			
合計					

※ 実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を合わせて提出すること。

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

間接工事費増加費用見積書

(工事名)

令和 年 月 日付け 号をもってご通知のあった標記については、下記のとおり見積りいたします。

記

間接工事費増加費用 (一般管理費等を含まない額)	円
上記に係る一般管理費等	円
合計	円

以上

《注意事項》

- ・Kcube2 による提出とする。

(様式-11)

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

間接工事費増加費用の負担額同意書

(工事名)

令和 年 月 日付け 号で協議のありました間接工事費増加費用の負担額については同意致します。

以 上

《注意事項》

- ・Kcube2 による提出とする。

(様式-12)
令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

材料調達変更計画書の提出について

(工事名)

標記工事について、特記仕様書〇-1に基づき、提出致します。

記

(添付書類)

- ・材料調達変更計画書

以 上

《注意事項》

- ・Kcube2 による提出とする。

材料調達変更計画書

(工事名)

材料名	規格	当初契約時の調達地域等	変更後の調達地域等	変更理由等	備考
骨材					
土砂					
仮設材 (鋼材)					

※実際に支払った全ての証明書類 (領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など) を合わせて提出すること。

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

材料調達実績報告書の提出について

(工事名)

標記工事について、以下のとおり材料調達の実績について報告致します。

記

対象材料

対象単価項目 (1)	調達予定数量 (2)	購入伝票等No (3)	調達 年月日 (4)	調達数量 (5)	調達単価 (6)	資材調達 金額 (7) (5)*(6)	輸送金額 (8)

※購入伝票等は、別添のとおりとする。

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

〇〇自動車道 〇〇工事 三者協議会協定書(案)
(工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議)

〇〇自動車道 〇〇工事（以下「当該工事」という。）の施行にあたり、東日本高速道路(株)関東支社〇〇〇〇事務所長（以下「発注者」という。）と〇〇建設(株)（以下「施工者」という。）及び〇〇コンサルタント（以下「設計者」という。）は、次のとおり当該工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施するため三者協議会協定書（以下「協定書」という。）を以下のとおり締結する。

(総 則)

第1条 発注者、施工者及び設計者は、当該工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させ、適切な工事目的物の完成に資するよう協同して技術情報の確認及び交換に努めるものとする。

(構 成)

第2条 三者協議会は、発注者、施工者及び設計者により構成するものとし、以下の構成員により行うことを基本として各々が構成員を定め、発注者が取りまとめの上、各者に通知するものとする。

1) 発注者

発注者、当該工事の監督員、主任補助監督員及び補助監督員を主体とする関係者

2) 施工者

当該工事の現場代理人、監理（主任）技術者及び担当技術者を主体とする関係者

3) 設計者

当該工事に係る設計を担当した管理技術者及び担当技術者を主体とする関係者、ただし、設計を担当した者の参加が困難な場合は、当該設計を説明できる者

(三者協議会の開催)

第3条 三者協議会は、下記の場合に発注者が必要の都度開催するものとし、開催に係る調整及び事務を行う事務局を東日本高速道路(株)関東支社〇〇〇〇事務所に置き〇〇課を連絡窓口とする。

また、施工者及び設計者は、発注者からの開催に係る調整に積極的に協力するものとし、予め、それぞれ連絡先を事務局に届け出るものとする。

1) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

2) 第4条第1項に示す三者協議会の確認事項等に関わる疑問や施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合

2 発注者は、三者協議会の開催に先立ち、施工者及び設計者に対し、開催日、開催場所を通知するものとする。

(三者協議会の確認事項等)

第4条 三者協議会における当該工事の設計に関する技術情報の確認及び交換は、以下の事項について行うものとする。

1) 〇〇〇橋の下部工設計及びP〇橋脚の掘削斜面安定対策

2) 〇〇トンネルの坑口部斜面補強対策工の設計

3) ……

- 2 施工者は、現地状況の変更の現況資料を事前にまとめた上で発注者に三者協議会開催日の●●日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 3 発注者は、前項により提出された現地状況の変更の現況資料を設計者に送付し、変更に伴う検討事項を通知し、三者協議会において説明を要請するものとする。
- 4 施工者若しくは設計者は、三者協議会における質問事項等が予め明らかな場合は、事前に質問事項等をまとめた上で発注者に三者協議会開催日の10日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 5 発注者は、前項により、施工者若しくは設計者に了解した質問事項等について、施工者若しくは設計者にその旨を三者協議会開催日の7日前までに通知するものとする。

(三者協議会の費用負担)

- 第5条 三者協議会の開催に要する費用のうち、発注者の要請により三者協議会に出席した設計者が要する費用及び会議運営に要する費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の発注者及び施工者が要する費用については、それぞれ発注者及び施工者が負担するものとする。
- 2 発注者は、三者協議会の開催の都度、設計者に、設計者の三者協議会の出席に要する費用について、内訳構成が判る見積書の提出を要請するものとする。
 - 3 設計者は、三者協議会の出席要請を受けた都度、必要となる準備資料費、人件費、交通費及び一般管理費等の諸経費の費用に係る内訳構成が判る見積書を発注者に提出するものとする。
 - 4 発注者は、設計者から提出を受けた見積書の内訳及び設計者の三者協議会の出席状況を確認した上で、設計者からの支払請求に基づき、設計者の三者協議会の出席に要する費用について支払請求から30日以内に支払うものとする。

(三者協議会の成果の取扱い)

- 第6条 三者協議会の開催による技術情報の確認若しくは交換の有無に拘わらず、工事成果に関わる責任は、発注者と施工者が締結している工事請負契約の各条項に拠るものとする。
- 2 施工途中における予期し得ない現地状況の変更等により、原設計の変更の必要性を検討する場合に開催する三者協議会において、設計者が求められた技術的所見の責任は、設計者が知りうる条件の範囲に限って設計者が負うものとする。
なお、この場合における設計変更の実施の判断は、発注者が行うものとする。
 - 3 原設計における瑕疵が明らかになった場合は、原設計に関わる請負契約書の各条項に拠り対処するものとする。
 - 4 設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して対処するものとする。

(設計変更の対応)

- 第7条 当該工事の施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更が必要な場合には、発注者は、設計者にその変更設計業務の実施を申し込む場合がある。
- 2 前項により設計者が、設計業務を実施する場合は、別途、発注者と契約を締結するものとする。

(協定書の有効期限)

- 第8条 本協定書の有効期限は、当該工事の工期末までとする。

(請負契約書条項との優先順位)

第9条 本協定書の各条項と東日本高速道路㈱と施工者が締結した工事請負契約書(以下「工事請負契約書」という。)または東日本高速道路㈱と設計者が締結した調査等請負契約書(以下「調査等請負契約書」という。)の各条項において相違がある場合には、工事請負契約書または調査等請負契約書の各条項が優先するものとする。

(その他)

第10条 この協定書に定めのない事項については、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和00年00月00日

発注者
施工者
設計者

低速プロファイラの運用に関する補足資料

1. 適用範囲

本資料は、舗装工事の出来形基準「平たん性」の測定に際し、「低速プロファイラによる路面のIRI測定方法」（試験法251）に基づき使用する低速プロファイラの性能に係る事前確認方法について記載する。

2. 用語の定義

本補足資料で使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 使用有効期間

NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に規定する性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を保持するために、低速プロファイラ製造会社が定めた一定期間をいう。

(2) 性能

NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に規定する、距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値をいう。

(3) 性能確認

NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき、測定および結果の整理を行い、性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を確認するものをいう。

(4) 校正試験

低速プロファイラ製造会社が行う、低速プロファイラの清掃・消耗品の交換・搭載されている各計測機器の校正に対し、低速プロファイラが正常に動作するか確認するための試験をいう。

(5) 校正

低速プロファイラに搭載されている各計測機器の示す値と、基準値との誤差を確認し、各計測機器を調整して誤差の修正を行うものをいう。

(6) 性能確認調査

低速プロファイラ製造会社が、低速プロファイラの製造時、性能に影響する改造時および校正試験時に行う性能確認について、性能確認の方法および結果の確認を行うものをいう。

3 使用機器の事前確認

舗装施工管理要領「Ⅱ 建設工事関係1-5出来形基準」および「Ⅲ 補修工事関係1-5出来形基準」に規定する「平たん性」の測定に用いる低速プロファイラについては、NEXCO試験方法 付属書001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき確認した性能（距離測定精度、IRI精度評価値およびプロファイラ性能評価値）を満足した機器であることを事前に確認するものとする。

3.1 使用する機器

受注者は、舗装工事に使用する低速プロファイラについて、使用に先立ち、当該工事の工期を踏まえて機器の使用有効期間内であることを確認のうえ、故障・損傷がないものを使用するものとする。また、使用有効期間を超過する機器および故障・損傷のある機器については、低速プロファイラ製造会社による較正試験および性能確認を行うものとする。

3.2 使用確認願の提出

受注者は、低速プロファイラ使用確認願（様式-1）を監督員へ提出するものとする。

なお、使用確認願には、低速プロファイラの製造会社名および機種種の諸元（機種型式、製造番号）を記し、低速プロファイラの製造会社による較正試験結果、性能確認結果（様式-2）の写しを添付するものとする。

3.3 低速プロファイラ製造会社（販売者）の責務

- 1) 低速プロファイラ製造会社は、NEXCO 試験方法 付属書 001「路面プロファイラの性能確認方法」に基づき、製造時、性能に影響する改造時、較正試験時に性能確認を実施するものとし、低速プロファイラの性能を保持するため、使用有効期間を設けるものとする。
- 2) 低速プロファイラ製造会社は、NEXCO が行う性能確認調査に対して、協力しなければならない。この場合、NEXCO は具体的な内容等を事前に低速プロファイラ製造会社に通知するものとする。
- 3) 修理時や較正時に、むやみに改造を行ってはならない
- 4) やむを得ない改造が必要な場合は、監督員若しくは NEXCO 総研に確認するものとする。

様式-1

令和 年 月 日

殿

受注者
現場代理人

低速プロファイラ使用確認願

工事名) _____

標記工事について、下記のとおり低速プロファイラを使用したいので、確認願います。

記

1. 低速プロファイラの製造会社名および機種名
製造会社名) ○○
機種型式) ○○
製造番号) ○○
2. 添付書類
・ 製造会社の較正試験結果および性能確認結果 (写) 各 1 部

以上

(注) Kcube2による提出とする

路面プロファイルの性能確認方法

製造会社名

機種型式

製造番号

測定年月日

測定者

舗装種別

IRI精度評価値	試験プロファイル												平均	
	往路						復路							
	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目		
基準プロファイル (移履性能値)	水準												平均	
試験プロファイル (反復性能値)	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	往路	復路
	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目				
試験プロファイル (反復性能値)	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	往路	復路
	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目				

IRI精度評価値	プロファイル性能評価値	移動性能値		反復性能値	
		=	=	×	×
IRI精度評価値	=	=	=	×	×
プロファイル性能評価値	=	=	=	×	×
距離測定精度	=	1	1	-	-

距離測定精度	距離測定			
	延長	誤差量 各回	誤差率(%) 各回	精度(%) 各回
基準長	1回目			
	2回目			
	3回目			
	4回目			
	5回目			
	6回目			
往路	1回目			
	2回目			
	3回目			
	4回目			
	5回目			
	6回目			
復路	1回目			
	2回目			
	3回目			
	4回目			
	5回目			
	6回目			
測定長	全回平均			

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人

取得報告書

(工事名)

標記工事について、下記のとおり現場閉所の実績を報告いたします。

記

項目	内容	日数	備考
対象期間	①令和○年○月○日 ~ 令和○年○月○日 着工日 ~ 工事完成日	日間	
	②年末年始 (12/29~1/3) 及び夏期休暇 (3日) の期間	日間	
	③工事一時中止 (工事全部を中止) 期間	日間	
	④工場製作のみを実施している期間	日間	
	⑤交通規制を伴う施工のみの工事で交通規制を行って はならない期間	日間	
	⑥その他、設計図書における対象外となる期間	日間	
	対象期間 (A) = ①-②-③-④-⑤-⑥	日間	
現場閉所日	⑦土曜・日曜・祝日、長期休暇 (GW等) に現場閉所 を実施した日数 ※上記②~⑥を除く	日間	
	⑧平日の降雨・降雪等により現場閉所した日数 ※上記②~⑥を除く	日間	
	現場閉所日数 (B) = ⑦+⑧	日間	
現場閉所率	現場閉所率 = B / A	%	

添付：月間工程表 (実績) 等閉所日が確認できる資料

注1) Kcube2 による提出とする

注2) 対象期間については監督員に確認のうえ適切に設定すること

提出日：令和 年 月 日

監督員

殿

受注者名
現場代理人

(印)

実績価格調査票の提出について

工事名)

標記工事について、見積対象項目に関する調査票を提出します。

番号	項目番号	名称	単位	数量	参考見積書		実績価格	
					単価	金額	単価	金額
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
		経費	式	1				
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								

注1) Kcube2 による提出とする